

平成31年度 包括外部監査結果報告書

秋田市のまちづくりに関する事務の執行について

令和2年2月

秋田市包括外部監査人

公認会計士 泉田 雅俊

(本報告書における記載内容などの注意事項)

1．端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額の内訳の合計が一致しない場合がある。単位未満の端数を四捨五入して表示している場合などには、その旨の記載を行っている。

公表されている資料などを使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため端数処理が不明確な場合もある。

2．報告書の数値などの出典

報告書の数値などは、原則として秋田市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には出典は記載していない。

報告書の数値などのうち、秋田市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値などを用いたもの、あるいは他の地方公共団体の数値などを表示したものについては、その出典を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨明示している。

包括外部監査結果報告書

目次

第1章 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件(テーマ)	1
3. 選定理由	1
4. 監査の対象期間	1
5. 外部監査の方法	2
(1) 監査の着眼点	2
(2) 主な監査手続	2
6. 外部監査の実施期間	3
7. 包括外部監査人	3
8. 包括外部監査人補助者	3
9. 利害関係	3
第2章 まちづくりに関連する計画について	4
1. 都市計画の体系とコンパクトシティ	4
(1) 都市計画の体系	4
(2) コンパクトシティに向けてのこれまでの流れ	5
(3) コンパクトシティの考え方	7
2. 中心市街地活性化基本計画	11
第3章 秋田市のまちづくりについて	14
1. 秋田市のまちづくりの歴史と市の変遷	14
2. 秋田市の主なまちづくり計画の概要	23
(1) 第13次秋田市総合計画「新・県都『あきた』成長プラン」	23
(2) 第6次秋田市総合都市計画	24
(3) 第3次秋田市国土利用計画	26
(4) 秋田市立地適正化計画	26
(5) 秋田市中心市街地活性化基本計画(第2期)	27
3. 監査の結果	29
(1) 秋田市中心市街地活性化基本計画について	30
(2) 秋田市立地適正化計画について	37
(3) 空き家対策について	40

第4章 監査対象とした各課の事業に対する監査の結果	41
1. 都市総務課	41
1-1 都市総務課の概要	41
(1) 所管事務の概要	41
(2) 監査対象とした事業の概要	41
(3) 職員の状況.....	42
1-2 監査の結果	43
(1) 中心市街地活性化基本計画推進経費について	43
2. 都市計画課	50
2-1 都市計画課の概要	50
(1) 所管事務の概要	50
(2) 監査対象とした事業の概要	50
(3) 職員の状況.....	51
2-2 監査の結果	52
(1) 屋外広告物管理システムについて.....	52
(2) 秋田市立地適正化計画と自然災害の可能性のある地域との整合性について	53
3. 秋田駅東地区土地区画整理工事事務所.....	55
3-1 秋田駅東地区土地区画整理工事事務所の概要	55
(1) 所管事務の概要	55
(2) 監査対象とした事業の概要	55
(3) 職員の状況.....	56
3-2 監査の結果	57
(1) 秋田駅東第三地区土地区画整理事業及び秋田駅西北地区土地区画整理事業につい て.....	57
4. 住宅整備課	65
4-1 住宅整備課の概要	65
(1) 所管事務の概要	65
(2) 監査対象とした事業の概要	65
(3) 職員の状況.....	66
4-2 監査の結果	67
(1) 空き家定住推進事業について	67
5. 防災安全対策課	74
5-1 防災安全対策課の概要	74
(1) 所管事務の概要	74
(2) 監査対象とした事業の概要	74
(3) 職員の状況.....	75

5-2 監査の結果	76
(1)老朽危険空き家等対策経費について	76
6. 商工貿易振興課	79
6-1 商工貿易振興課の概要	79
(1)所管事務の概要	79
(2)監査対象とした事業の概要	80
(3)職員の状況	80
6-2 監査の結果	81
(1)商店街振興事業について	81
7. 公園課	85
7-1 公園課の概要	85
(1)所管事務の概要	85
(2)監査対象とした事業の概要	85
(3)職員の状況	86
7-2 監査の結果	87
(1)千秋公園整備事業について	87
8. 道路建設課	90
8-1 道路建設課の概要	90
(1)所管事務の概要	90
(2)監査対象とした事業の概要	90
(3)職員の状況	91
8-2 監査の結果	92
(1)人にやさしい歩道づくり事業について	92
9. 人口減少・移住定住対策課	95
9-1 人口減少・移住定住対策課の概要	95
(1)所管事務の概要	95
(2)監査対象とした事業の概要	95
(3)職員の状況	96
9-2 監査の結果	97
(1)移住促進事業について	97
10. 中央市民サービスセンター	102
10-1 中央市民サービスセンターの概要	102
(1)所管事務の概要	102
(2)監査対象とした事業の概要	102
(3)職員の状況	103
10-2 監査の結果	104

(1)地域まちづくり推進事業について	104
--------------------------	-----

第1章 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の27第2項に基づく秋田市との包括外部監査契約による監査

2. 選定した特定の事件(テーマ)

秋田市のまちづくりに関する事務の執行について

3. 選定理由

秋田市は、人口減少、少子高齢化が進み、人口の低密度化に伴う行政効率の低下及び中心市街地の空洞化などのまちづくりの課題への対応の重要性が増しており、市民のニーズも多様化している。

その中で、まちづくりの課題へ対応するため、平成23年に秋田市の都市計画に関する基本的な方針であり秋田市総合計画の下位計画である「第6次秋田市総合都市計画」を策定し、まちづくりの目標(政策テーマ)として(1)旧3市町が一体となった都市構造の形成、(2)コンパクトな市街地を基本としたにぎわいのある中心市街地と地域中心の形成、(3)環境の保全・創造による低炭素型まちづくり、(4)市民の暮らしを守る安全・安心なまちづくり、(5)秋田の風土・文化を映し出す緑豊かなまちづくりを掲げ主要な施策を展開している。

また、第6次秋田市総合都市計画は10年が経過した時点で見直しを検討することとされ、まもなく10年が経過しようとしているタイミングで、まちづくりに関する事業について検証することは大きな意義がある。

以上のような状況を踏まえ、秋田市のまちづくりに関する事務の執行について経済性・効率性・有効性といった観点から監査を行うことは有意義であると判断し、特定の事件として選定した。

4. 監査の対象期間

平成30年度(平成30年4月1日～平成31年3月31日)を監査の対象期間としたが、必要に応じて他の事業年度も対象とした。

5. 外部監査の方法

(1) 監査の着眼点

まちづくりに関する事業の予算の執行について、適法かつ経済的・効果的かつ効率的な執行がなされているか。

外部者への業務委託関係の契約事務が適正に行われているか。

補助金の交付(対象・必要性・規程・監督等)は適切・適正になされているか。

(2) 主な監査手続

関係書類の閲覧

各主要施策を所管する各担当課より各種関係書類や資料の提供を受け、これらの通査・閲覧を通して各主要施策の理解を深めるとともに、問題点等の検出に努めた。

関係者への質問

関係書類等を通じた理解のみでは不十分な点については、各担当課の担当者に対して直接質問をし、回答を得るという形で監査を進めた。

上記の手続を通じて検出された問題点についての改善策の検討

監査の主目的が問題点の検出にあることは言うまでもなく、これは監査の批判的機能と説明されることが多く、監査の本源的な機能である。しかし、監査の役割はそれに留まるものではなく、検出された問題点をどのように改善するべきかという提案・提言等を行うことも重要な役割である。これは監査の指導的機能とも呼ばれているが、こうした機能にも留意しつつ、可能な限り改善策についての検討を加え、積極的な提案・提言につなげられるよう努力した。

6. 外部監査の実施期間

令和元年9月11日から令和2年2月12日まで

7. 包括外部監査人

公認会計士 泉田 雅俊

8. 包括外部監査人補助者

河野 隆治 (公認会計士)
木下 哲 (公認会計士)
菅 希代美 (公認会計士)
守泉 誠 (公認会計士、システム監査技術者)

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 まちづくりに関連する計画について

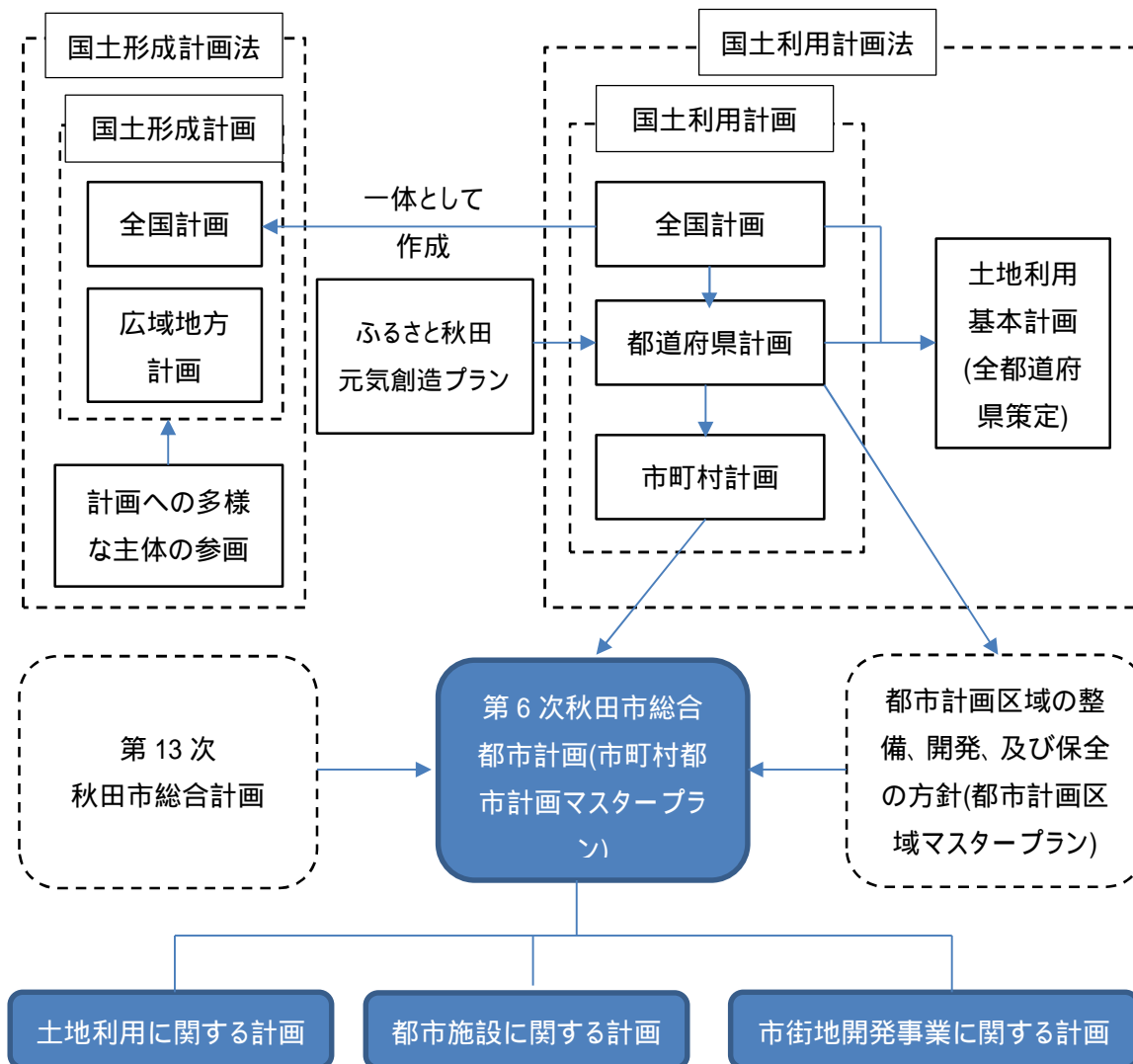
1. 都市計画の体系とコンパクトシティ

(1) 都市計画の体系

都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画である。そのため、「農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念」(都市計画法第2条)としている。

このため、国や県の計画との整合性を保ちつつ、以下の体系により構成されている。

【図表 1】都市計画の体系(秋田市のケース)



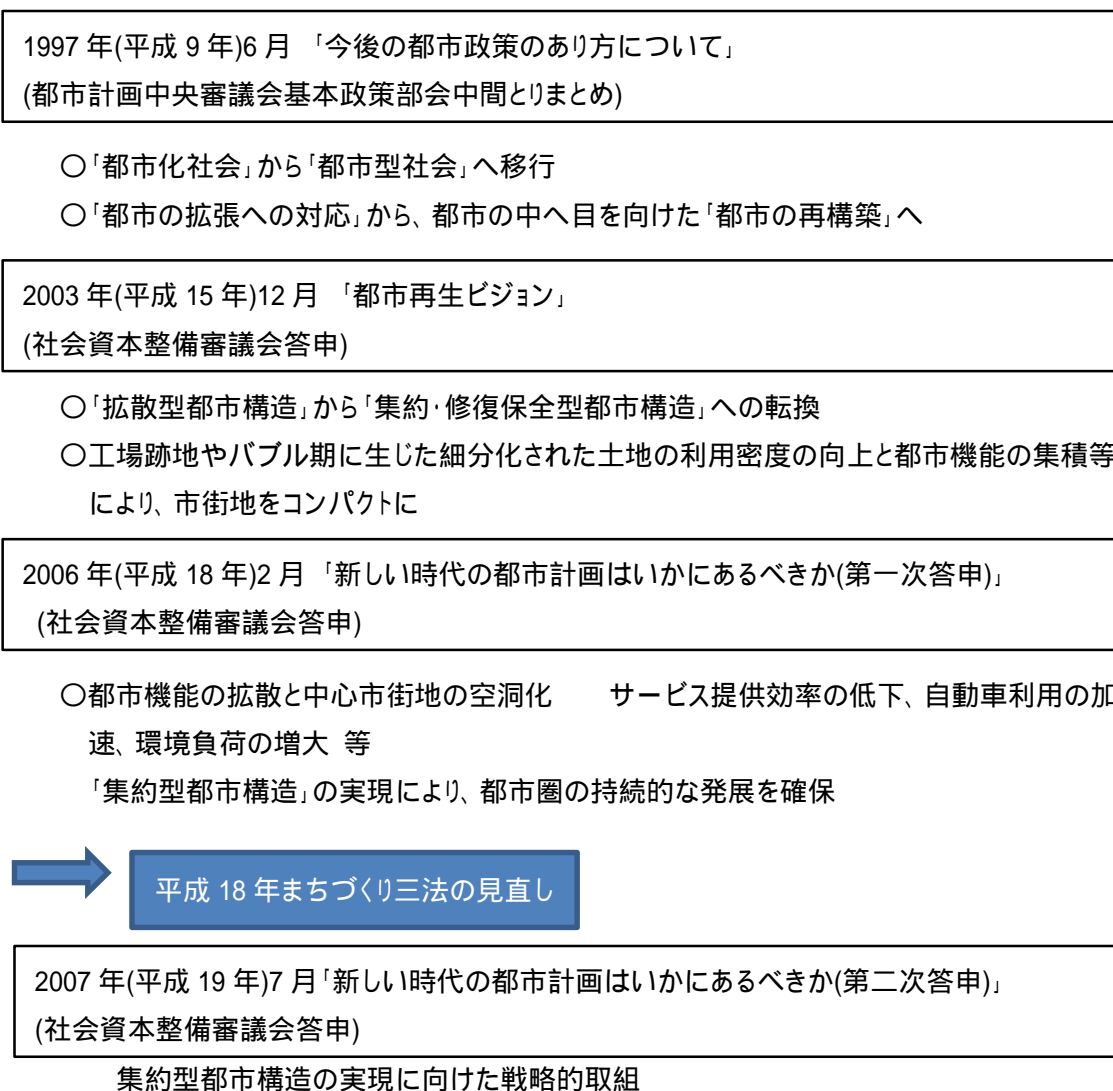
(出所)国土交通省、秋田市等の資料を基に監査人が作成

このため、「第6次秋田市総合都市計画」(市町村都市計画マスタープラン)がまちづくり政策のベースとなるが、その他の各種法令等が複合してまちづくりの根拠規定となっている。

(2)コンパクトシティに向けてのこれまでの流れ¹

上記の一般的都市計画制度に対し、近時の人口減少・少子高齢化の急速な進行に対する抜本的な改革が求められるようになった。具体的には、郊外部の開発圧力に対し規制的手法によるコントロールを行うことにより、拡散した市街地をコンパクト化して都市の持続性を確保するという「集約型都市構造化」(別名、コンパクトシティ化という)が唱えられるようになった。以下では、その主な議論と、基本となる法制度を示す。

【図表2】コンパクトシティ化へのこれまでの経緯



¹ 国土交通省の資料より作成。

- ✓多様な主体及び施策の連携による「総力戦」へ
- ✓都市交通施策と市街地整備との連携
- ✓集約型都市構造の実現に向けた公共交通の重要性

2012年(平成24年)9月「都市計画に関する諸制度の今後の展開について」
(都市計画制度小委員会中間とりまとめ)

東日本大震災を契機としたエネルギー需給の変化によるエネルギー制約等 「集約型都市構造化」を通じた低炭素・循環型社会の構築が重要課題



平成24年 都市の低炭素化の促進に関する法律(エコまち法)の制定

2013年(平成25年)7月「都市再構築戦略検討委員会中間とりまとめ」

快適な暮らしと活力ある経済活動が行われるまちを実現するため、都市構造の再構築(リノベーション)が必要

- ✓地方都市：居住の集積(集住)と生活と経済を支える都市機能を再配置
- ✓大都市：高齢者が健康に暮らせるまちづくりと医療・福祉の効率的な提供



平成26年 都市再生特別措置法の一部改正

- ✓立地適正化計画制度の創設により、コンパクトシティを本格的に推進

(3)コンパクトシティの考え方²

都市のコンパクト化の意義

都市のコンパクト化は、居住や都市機能の集積による「密度の経済」の発揮を通じて、住民の生活利便性の維持・向上、サービス産業の生産性向上による地域経済の活性化、行政サービスの効率化等による行政コストの削減などの具体的な行政目的を実現するための有効な政策手段となるとされる。

コンパクト化の効果

【都市の抱える課題】

都市を取り巻く状況

- 人口減少・高齢者の増加
- 拡散した市街地



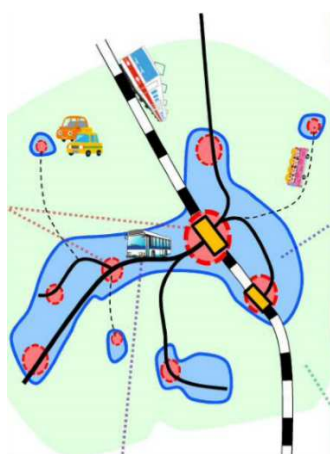
都市の生活を支える機能の低下

- 医療・福祉・商業等の生活サービスの維持が困難に
- 公共交通ネットワークの縮小・サービス水準の低下

地域経済の衰退

- 地域の産業の停滞、企業の撤退
- 中心市街地の衰退、低未利用地や空き家の増加
- 厳しい財政状況
- 社会保障費の増加
- インフラの老朽化への対応

これらの課題を解決する手段の1つとして、



コンパクトシティ

(生活サービス機能と居住を集約・誘導し、人口を集約)

&

ネットワーク

(まちづくりと連携したネットワークの再構築)

² 国土交通省の資料より作成

【コンパクトシティ化の効果の例】

生活利便性の維持・向上等

- 生活サービス機能維持
- 生活サービス施設へのアクセス確保など利用環境の向上
- 高齢者の社会参画
 - 高齢者や子育て世代が安心・快適に生活できる都市環境

地域経済の活性化

- サービス産業の生産性向上、投資誘発
- 外出機会・滞在時間の増加による消費拡大
 - ビジネス環境の維持・向上により地域の「稼ぐ力」に寄与

行政コストの削減等

- インフラの維持管理の合理化
- 行政サービスの効率化
- 地価の維持・固定資産税の税収の確保
- 健康増進による社会保障費の抑制
 - 財政面でも持続可能な都市経営

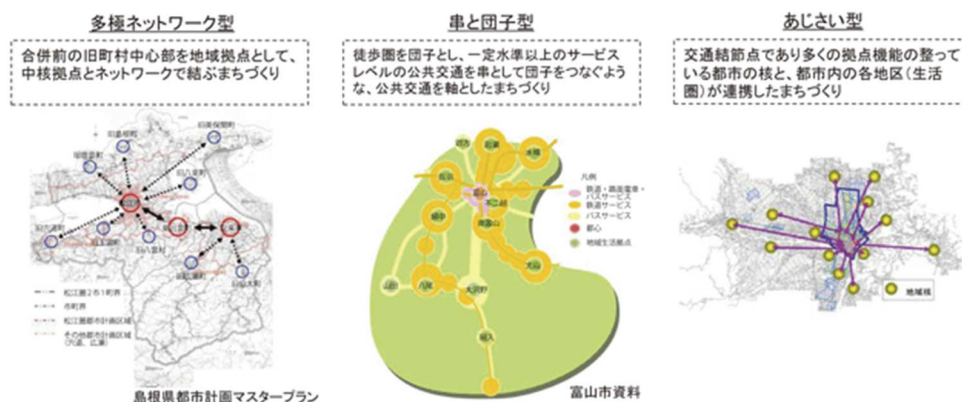
地球環境への負荷の低減

- エネルギーの効率的利用
- CO2 排出量の削減
 - 低炭素型の都市構造の実現

コンパクトシティの類型

「国土交通白書 2014」によれば、以下の主要な 3 類型が示されている。

【図表 3】コンパクトシティの主な類型

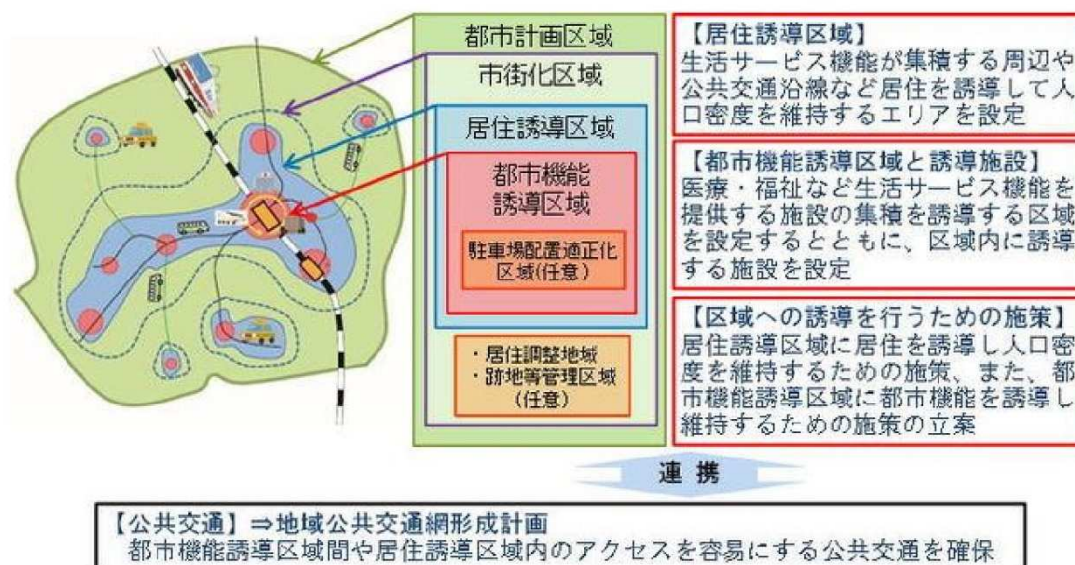


(出所)国土交通省の資料により監査人が作成

(4) 立地適正化計画の概要

立地適正化計画は、改正都市再生特別措置法(平成 26 年 8 月 1 日施行)に基づき、多極ネットワーク型コンパクトシティを実現するために、市町村が定めるマスタープランである。以下に定めるように、各地域を指定して、人や物を長期的に誘導する仕組みである。

【図表 4】立地適正化計画の各地域区分



(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

(5) 立地適正化計画の課題

立地適正化計画の目的であるコンパクトシティ化の問題としては主に以下の点が指摘されている。³

コンパクトシティの最終形がどのような都市構造になるのかが明確でなく、特に郊外部の究極的な空間像はどのようなものなのか不明なことが多いとされる。そのため、単なる郊外部の切り捨てにも見えてしまうし、中心部に公共投資を集中することは、中心市街地の利益誘導の懸念も生じるとされる。そのため、コンパクトシティ化を進めるには、これまでほぼ同等に扱っていた地区に対して異なる対処を必要とするが、その社会的妥当性を十分に示すことができるかも課題となる。

さらに、コンパクトシティ化を進めるために、市民を強制的に移住させることが難しいために、最終形に至るまで長期間かかる可能性がある。その期間はかえって非効率となる可能性が高く、その観点からは、コンパクトシティ化を進めることが本当に都市構造の効率化につながるかも疑問になるとされる。

³ 浅見泰司、中川雅之編著「コンパクトシティを考える」(株式会社プログレス)

本来、コンパクトシティ化を進める一つの目的は、自動車依存社会から公共交通依存社会に変えることであるが、それがどこまで実現できるかは疑問とされる。

そして、当該地方自治体が進めようとしているコンパクトシティ化が、当該市民の意向に沿ったものかどうかも疑問とされる。

このため、計画を策定しても、その効果や影響を論理的に考察していく必要があるう。

2. 中心市街地活性化基本計画

(1) 背景

中心市街地活性化基本計画は中心市街地の活性化に関する法律(平成 10 年 6 月 3 日法律第 92 号。以下、「中心市街地活性化法」という。)を根拠として市町村が策定するものである。

平成 10 年、地域の創意工夫を活かしつつ、市街地の整備改善及び商業等の活性化を一体的に推進し、地域の振興及び秩序ある整備を図ることを目的として、「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」(以下、「旧中心市街地活性化法」という。)を制定した。これに併せて、「大規模小売店舗立地法」の制定、「都市計画法」の改正を行った。これらは、「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」が規制緩和の一環として廃止され、それにかわって登場したいわゆる「まちづくり三法」と言われるものであった。

しかし、旧中心市街地活性化法等の施行後、様々な対策が講じられてきたにもかかわらず、中心市街地の衰退が、居住人口の減少、公共公益施設の移転や大型の商業施設の郊外への立地といった原因により引き続き進行しているとして、平成 18 年 5 月に旧中心市街地活性化法と都市計画法を改正するなどして、中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に推進することとしたものである。

(2) 概要

従来の「市街地の整備改善」と「商業等の活性化」に加えて、「街なか居住」や「都市福利施設の整備」等の支援措置を追加することにより、中心市街地における「都市機能の増進」や「経済活力の向上」を図る総合的な支援法としている。

市町村が作成する中心市街地活性化基本計画について、内閣総理大臣による認定制度を創設した。また、多様な民間主体の参画を可能としている。基本的仕組みは以下のとおりである。

【図表 5】中心市街地活性化法の仕組み

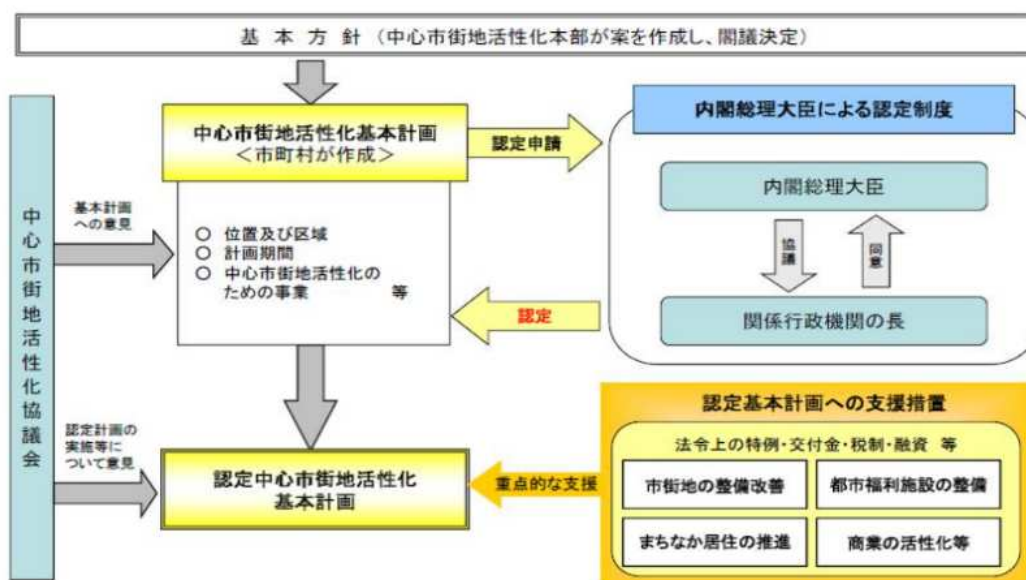
仕組み	概要
中心市街地活性化本部	内閣総理大臣を本部長とする中心市街地活性化本部を設置することとしている。
基本方針等	基本方針は閣議決定を経て国が定めている。
基本計画	市町村が作成した基本計画を内閣総理大臣が認定している。

仕組み	概要
協議会	商工会議所、まちづくり会社 ⁴ 等により協議会を組織して、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進を行うとされている。
認定基本計画に基づく取組に対する国の支援	基本方針等において、認定と連携した支援措置を創設するとされている。
評価制度	定期フォローアップ及び最終フォローアップを実施する。

(出所)会計検査院の資料を基に、監査人が作成

基本計画認定の仕組みは以下のとおりである

【図表 6】基本計画の認定の仕組み



(出所)国土交通省の資料による

(<https://www.mlit.go.jp/crd/index/pamphlet/06/index.html>)

⁴ 良好な市街地を形成するためのまちづくりの推進を図る事業活動を行うことなどを目的として設立された会社を言う。

(3) 立地適正化計画との関係

中心市街地活性化基本計画に基づく各種の事業等については、都市計画が定められている場合には都市計画に適合して行われる必要がある。このため、当該基本計画も、都市計画及び市町村マスタープラン(策定すれば市町村マスタープランの一部とみなされる立地適正化計画を含む。)に適合するとともに、地域公共交通網形成計画との調和が保たれている必要がある。

また、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)に基づく市町村計画をはじめ、他法令に基づく種々の計画との調和を図ることも必要である。

特に、中心市街地活性化基本計画と立地適正化計画による施策の相乗効果をあげるためには、両計画の連携をとって作成することを通じ、都市機能誘導区域と中心市街地の区域の設定や、誘導・集約しようとする施設についての調整を図ることなどが必要とされる。また、都市機能誘導区域において、必要な生活サービス施設の誘導・集約が促進されるとともに、まちの拠点としてにぎわいを創出するという観点から、都市機能の効果的な立地誘導が促進されるよう施策を講ずる必要があるとされている。

第3章 秋田市のまちづくりについて

1. 秋田市のまちづくりの歴史と市の変遷

(1) 秋田市の都市計画(まちづくり)の歴史

秋田市の都市計画(まちづくり)の歴史において、これまでの主な出来事は以下のとおりである。

【図表7】秋田市の主な都市計画(まちづくり)に関する出来事

西暦	年月日		一般事項	主な都市計画関連事項
1889	明治	22.04.01	市制施行	
1897		30.04.19		秋田県公園(千秋公園)地使用規則を制定
1919	大正	08.04.05 08.04.10	旧都市計画法公布 市街地建築物法公布 旧道路法公布	
1927	昭和	02.03.23		都市計画法適用都市に指定
1928		03.01.10		第1回都市計画秋田地方委員会開催
1930		05.05.02		都市計画区域指定
1931		06.12.17	路面電車運転開始(秋田駅～県庁間)	
1933		08.07.28		秋田都市計画街路広小路線他6路線計画決定(最初)
1938		13.09.17		新屋地区土地区画整理事業組合設立認可
1939		14.02.20		茨島地区土地区画整理事業認可
1941		16.07.02 16.12.08	太平洋戦争(米英宣戦布告)	土崎埋立地区土地区画整理事業認可
1945		20.08.14	ポツダム宣言受諾	
1948		23.07.10	建設省発足	
1950		25.05.24 25.05.26	建築基準法公布 国土総合開発法公布	

西暦	年月日		一般事項	主な都市計画関連事項
1952	昭和	27.04.05 27.07		土崎埋立地区土地区画整理事業換地公告 総合都市計画基礎調査対象モデル都市に指定
1953		28.05.11		用途地域(4種類)決定告示
1954		29.05.20	土地区画整理法公布	
1957		32.03 32.07.27 32.08.12	秋田県庁舎焼失	第1次秋田市総合都市計画策定 土崎地区土地区画整理事業認可
1958		33.04.15		川尻地区土地区画整理事業認可
1959		34.04.01 34.12.07	秋田市電新大工町線軌道廃止 秋田県庁舎山王地区に移転	
1960		35.02.06		秋田駅前地区土地区画整理事業認可
1961		36.11 36.06.01 36.09.01 36.10.01	秋田市の現状と将来の展望策定 秋田民衆駅完工式 秋田空港開港	秋田港地区土地区画整理事業認可
1962		37.10.05	全国総合開発計画閣議決定	
1964		39.01.04 39.03.24 39.03.26 39.10.26	秋田市庁舎山王地区に移転	城南地区土地区画整理事業認可 土崎地区土地区画整理事業換地公告 山王地区土地区画整理事業認可
1965		40.03 40.11.01	秋田湾地区が新産業都市区域指定される	第2次秋田市総合都市計画策定

西暦	年月日		一般事項	主な都市計画関連事項
1966	昭和	41.03.31 41.12	秋田市電全線廃止 第2次秋田市の現状と将来の 展望策定	
1968		43.06.15	新都市計画法公布	
1969		44.06.14 44.07.01 44.07.05 44.09.30 44.12.22 44.12.25	秋田県都市計画地方審議会条 例制定	秋田駅東第一地区土地区画整 理事業認可 秋田駅前地区土地区画整理事 業換地公告 川尻地区土地区画整理事業換 地公告 山王第二地区土地区画整理事 業認可 秋田市都市計画審議会設置
1971		46.02.02 46.03.30 46.11	第3次秋田市の現状と将来の 展望策定	城南地区土地区画整理事業換 地公告 市街化区域及び市街化調整区 域(線引き)決定告示
1972		47.10.07		山王地区土地区画整理事業換 地公告
1973		48.02.10 48.06.30 48.10.01		秋田港地区土地区画整理事業 換地公告 用途地域(8種類)決定告示 公園都市秋田市をつくる条例 公布
1974		49.06.25 49.11.30	国土利用計画法公布	秋田駅前地区第一種市街地再 開発事業決定告示
1976		51.08.20 51.09	第4次秋田市の現状と将来の 展望策定	秋操駅南地区土地区画整理事 業認可

西暦	年月日		一般事項	主な都市計画関連事項
1977	昭和	52.03.29		線引き見直し(第1回定期)決定告示
1979		54.01		秋田市パーソントリップ調査
1980		55.11.10		秋田駅前南地区市街地再開発事業竣工
1980		55.11.13		秋田駅東第一地区土地区画整理事業換地公告
1981		56.06.26 56.09	割山の秋田空港閉鎖、新秋田空港開港	第3次秋田市総合都市計画策定
1982		57.02.19 57.03 57.06.08	第5次秋田市の現状と将来の展望策定	秋田駅東第二地区土地区画整理事業認可 山王第二地区土地区画整理事業換地公告
1983		58.05.07 58.05.26	日本海中部地震発生	線引き見直し(第2回定期)決定告示
1984		59.03 59.03.25 59.05.21 59.06.02 59.12.25	秋田新都市開発事業の地域振興整備公団の事業認可 秋田テクノポリス開発計画承認	秋田駅前中央地区市街地再開発事業竣工 線引き見直し(臨時)決定公告 秋田市地区計画等の案の作成 手続に関する条例制定
1986		61.03	第6次秋田市の現状と将来の展望策定 秋田市国土利用計画策定	
1988		63.05.03		都市景観形成モデル都市の指定を受ける

西暦	年月日		一般事項	主な都市計画関連事項
1991	平成	03.03 03.08 03.08.29 03.09.24	第7次秋田市総合計画策定 クアドーム「ザ・ブーン」オープン	第4次秋田市総合都市計画策定 線引き見直し(第3回定期)決定告示
1992		04.06.26	都市計画法の一部改正	
1993		05.03.31		秋田駅周辺地区都市拠点総合整備事業大臣承認
1994		06.03.01 06.04.08 06.07.21 06.11	ポートタワー「セリオン」オープン	秋田駅東第三地区土地区画整理事業認可 秋田駅西北地区土地区画整理事業認可 秋田都市圏 OD 調査
1995		07.09.29 07.11.01		秋田駅東第二地区土地区画整理事業換地公告 秋田駅東拠点地区土地区画整理事業認可
1996		08.03 08.04.02	第8次秋田市総合計画策定	用途地域(12種類)決定告示
1997		09.03.16 09.03.22 09.04.01	秋田駅ビルリニューアル(トピコに改名) 秋田新幹線開業 中核市に移行	
1998		10.03 10.09.22		第2次秋田市国土利用計画策定 線引き見直し(第4回定期)決定告示
1999		11.07 11.07.16 11.09.30	定期フェリー便就航 都市計画法の一部改正	秋操駅南地区土地区画整理事業換地公告

西暦	年月日		一般事項	主な都市計画関連事項
1999	平成	11.10		全国都市 PT 調査
2000		12.04.01 12.07.04		秋田市都市計画審議会条例改正 中通一丁目地区第一種市街地再開発事業決定告示
2001		13.03	第 9 次秋田市総合計画策定	第 5 次秋田市総合都市計画策定
2002		14.07.01		秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例制定 秋田市都市景観条例制定 秋田市都市緑化の推進に関する条例制定 秋田市宅地開発に関する条例制定
2003		15.03 15.07.07	第 10 次秋田市総合計画策定 法定合併協議会(秋田市、河辺町、雄和町)設置	
2004		16.04	秋田市建都 400 年	河辺都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定告示 秋田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定告示
2005		17.01.11	河辺町・雄和町と市町合併施行	
2006		18.01.31 18.05 18.05.19		秋田駅東拠点地区土地区画整理事業換地公告 秋田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定告示 線引き見直し(第 5 回定期)決定告示
2007		19.03	第 11 次秋田市総合計画策定	
2008		20.07.01 20.07.09	「秋田市中心市街地活性化基本計画」内閣総理大臣認定	特別用途地域(大規模集客施設制限地区)の決定告示

西暦	年月日		一般事項	主な都市計画関連事項
2008	平成	20.10.15		中通一丁目地区第一種市街地 再開発事業変更告示
2009		21.03		秋田市景観計画策定 秋田市総合交通戦略策定 秋田市公共交通政策ビジョン 策定
		21.12.28		中通一丁目地区第一種市街地 再開発事業変更告示
2011		23.03.11	東日本大震災発生 第12次秋田市総合計画策定	第3次秋田市国土利用計画策 定 第6次秋田市総合都市計画策 定 秋田市バリアフリー基本構想 策定
		23.03		
		23.06		
2014		26.07.01		秋田都市計画区域と河辺都市 計画区域の統合 線引き見直し(第6回定期)決 定告示 秋田都市計画区域の整備、開 発及び保全の方針の決定告示
2016		28.03	第13次秋田市総合計画策定	第2次秋田市総合交通戦略策 定 第2次秋田市公共交通政策ビ ジョン策定
2017		29.03.24	「第2期秋田市中心市街地活 性化基本計画」内閣総理大臣 認定	

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

(2)秋田市の現況と変遷

秋田市の現況

秋田市は、平成 17 年 1 月の旧河辺町・旧雄和町との市町合併により、906.07 km²の行政区域面積を有し、その約 73%が森林など、約 27%が住宅地や産業用地、農地、道路などとなっている。また、市域の約 46%にあたる 414.37 km²が秋田都市計画区域に指定されている。当該区域は、市街化を促進する市街化区域と抑制する市街化調整区域に区分され、市街化区域は、市域の約 8.4%にあたる 75.86 km²となり、用途地域も定められている。

【図表 8】秋田市の都市計画区域

区域名	面積(K m ²)	割合 (%)	備考
秋田都市計画区域	414.37	45.7	平成 26 年 7 月に「河辺都市計画区域」を「秋田都市計画区域」に統合
市街化区域	75.86	8.4	
市街化調整区域	338.51	37.3	
都市計画区域外	491.70	54.3	行政区域のうち、秋田都市計画区域に指定されていない区域
全体	906.07	100.0	

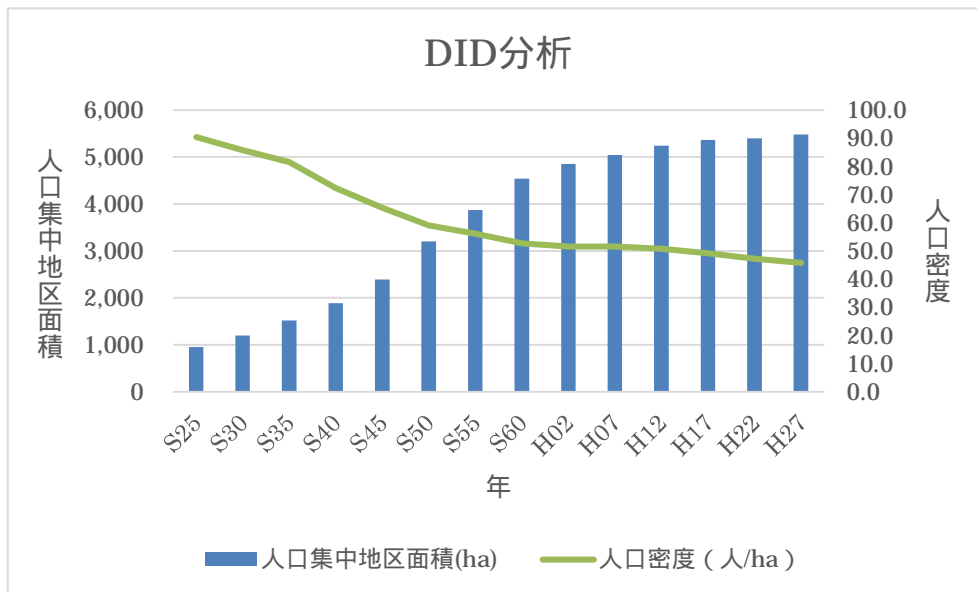
(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

市街化の推移

秋田市内における人口集中地区(DID)⁵は、以下に示すように平成 27 年には 5,476ha とこれまでずっと拡大し続けている。しかし、当該地域の人口は平成 12 年を境に減少に転じており、平成 27 年には 250,569 人となっている。また、人口集中地区の人口密度は一貫して減少し続けて平成 27 年には 45.8(人/ha)となっている。その結果、中心市街地では、空き店舗の増加や低未利用地の増加により空洞化が生じており、対策が急がれている。

⁵ 国勢調査基本単位区等を基礎単位として、原則として人口密度が 1 km²あたり 4,000 人以上の基本単位区等が市区町村の境界内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に 5,000 人以上を有する地域をいい、DID という。

【図表 9】人口集中地区の市街化状況の推移



(出所)国勢調査より作成

2. 秋田市の主なまちづくり計画の概要

(1) 第13次秋田市総合計画「新・県都『あきた』成長プラン」

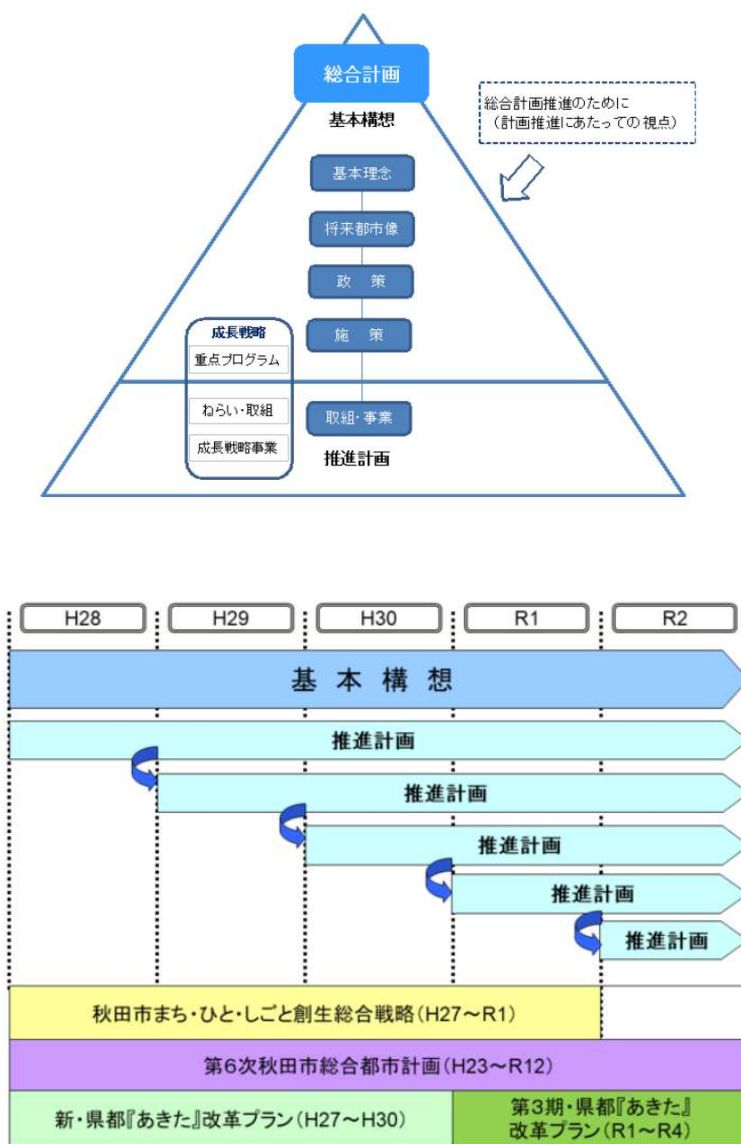
計画期間

平成28年度から令和2年度

計画の構成

以下に示すように、基本構想と推進計画の2部構成からできている。

【図表10】総合計画の構成と他の計画との関連



(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

概要

概ね5年ごとに策定されているもので、第13次秋田市総合計画「新・県都『あきた』成長プラン」は、第12次秋田市総合計画「県都『あきた』成長プラン」の基本理念や将来都市像など、その根幹となる考え方を引き継ぎつつ、人口減少・少子高齢化の進行、厳しい財政状況、地域コミュニティの維持や空き家対策など、秋田市を取り巻く環境の変化や課題などを踏まえた見直しを行って策定したものである。

(2)第6次秋田市総合都市計画

策定年次と目標年次

策定年次：平成23年3月

目標年次：令和12年(具体の整備は令和2年)

計画の概要

以下の5つの政策テーマとそれを実現するための施策を掲げている。

【図表11】政策テーマと各施策

政策テーマ	各施策
旧3市町が一体となった都市構造の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・集約型都市構造の形成に向けた“線引き都市計画区域への統合” ・既存集落の維持・活性化に向けた“市街化調整区域における開発許可等の基準設定” ・3環状放射型道路網の充実と長期未着手路線の見直し
コンパクトな市街地を基本としたにぎわいある中心市街地と地域中心の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用の混在解消や地域活力の創出に向けた“地域地区の見直し” ・既存市街地の有効活用に向けた“逆線引きの導入検討” ・地域特性に応じた開発誘導に向けた“特別用途地区の見直し検討” ・にぎわいと活力の創出に向けた“中心市街地活性化の推進” ・市街地の高度利用と活力創出に向けた“市街地開発事業の計画的な実施・見直し”

政策テーマ	各施策
環境の保全・創造による低炭素型まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の維持・保全に向けた“新たな土地利用誘導施策の導入検討” ・マイカー依存からの脱却に向けた“パークアンドライドおよびライドアンドライドの促進” ・低炭素型まちづくりに向けた“地区計画等と連動した低炭素モデル街区指定の検討”
市民の暮らしを守る安全・安心なまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で快適な市民生活の確保に向けた“都市施設の計画的な整備” ・安全・安心な都市環境づくりに向けた“都市のバリアフリー化・耐震化の促進” ・災害危険区域での適切な土地利用誘導に向けた“新たな土地利用誘導施策の導入検討” ・街なか居住と防犯・防災性の向上に向けた“既存住宅ストックの有効活用方策の検討”
秋田の風土・文化を映し出す緑豊かなまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・緑豊かな都市空間の形成に向けた“都市計画公園の整備” ・良好な都市景観の形成に向けた“景観計画の推進と地区計画等の活用” ・本市ならではの景観の維持・保全に配慮した“建築物の高さ制限導入の検討”

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

留意事項

現計画策定時からの社会情勢の変化や、秋田市における都市の課題等を踏まえ、令和2年度末の決定・公表を目途に、次期計画となる第7次秋田市総合都市計画を策定するとしている。

(3)第3次秋田市国土利用計画

策定年次と目標年次

策定年次：平成23年3月(基準年次は平成19年)

目標年次：令和2年

計画の概要

コンパクトな市街地の形成のために、多核集約型の都市空間の形成及び既成市街地の有効活用が示されている。その他、都市と農村の共生、暮らしの安全性と快適性の確保、低炭素型都市の形成及び線引き都市計画区域への統合が計画されている。

留意事項

現計画の計画期間満了を見据え、土地利用に関する関連計画である総合都市計画と同時一体的に策定することとしている。

(4)秋田市立地適正化計画

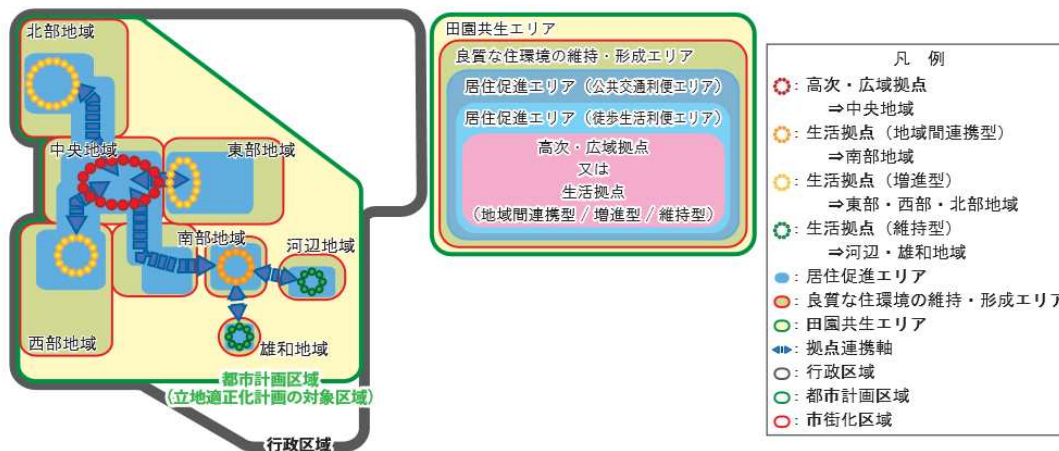
策定年次

平成30年3月

計画の概要

本計画では、市街地形成の経緯を踏まえながら、秋田市の都市計画の基本的な方針を示す「秋田市総合都市計画」で掲げた“都心・中心市街地と6つの地域中心を核にした都市構造”を基本に、地域の状況をより細かく分析して、将来に向けた望ましい都市の形をまとめている。その全体像は以下のようにになっている。

【図表12】秋田市立地適正化計画の全体像



(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

(5)秋田市中心市街地活性化基本計画(第2期)

計画期間

平成29年4月から令和4年3月

中心市街地でのこれまでの推移

秋田市の中心市街地では、近時、以下に示すように大型施設の撤退が相次いでいた。

【図表13】中心市街地における主要施設の移転・閉店後の跡地利用

年	移転・閉店	移転・閉店後の跡地利用
平成元年	県婦人会館移転	中通一丁目地区市街地再開発事業 (エリアなかいち 平成24年)
	県産業会館移転	(未利用)
平成4年	セントラルデパート閉店	平面駐車場 中通一丁目地区市街地再開発事業(エリアなかいち 平成24年)
	協働社本店閉店	マンション(平成15年)
平成5年	県立図書館、県公文書館移転	秋田県生涯学習センター分館(平成5年)
平成6年	マルサンショッピングセンター閉店	ホテル(平成18年)
平成10年	秋田赤十字病院移転	中通一丁目地区市街地再開発事業 (エリアなかいち 平成24年)
平成14年	ダイエー秋田店撤退	秋田ニューシティ、秋田市中央公民館等(平成15年)
平成22年	秋田ニューシティ閉館	駐車場
	イトーヨーカドー撤退	フォンテ AKITA
平成24年	イーホテルショッピングモール閉店	(未利用)
平成25年	旧秋田県立美術館移転	(仮称)秋田市文化創造交流館(令和3年開館予定)
	秋田農林ビル解体	駐車場

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

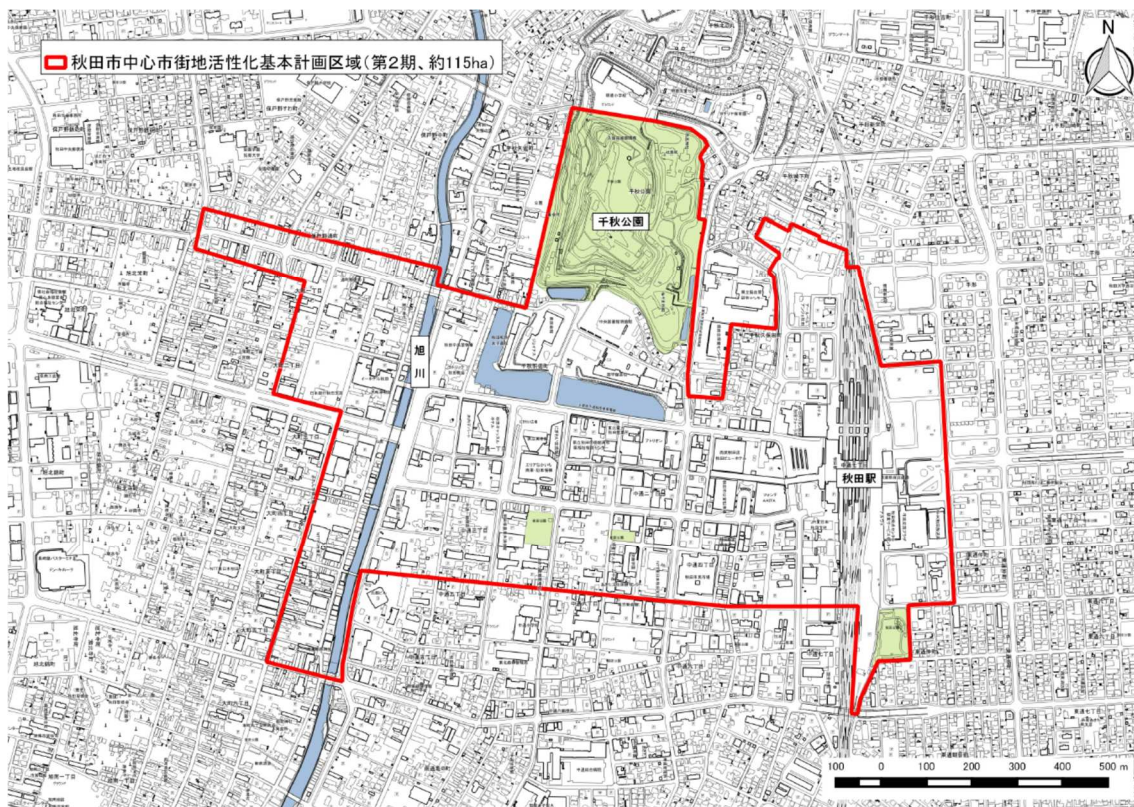
計画の基本戦略

「既存地域資源の活用促進」と「新たなまちの魅力・価値の創出」の2つの基本戦略の下で、前者は、「中心市街地活性化を牽引する『エリアなかいち』の更なる利用促進と活性化効果の波及誘導(=前計画事業の効果拡大)」、「低未利用地や空きビル等の利用促進による、新たな都市機能施設、住宅等の導入(=潜在資源の活用)」、「『にぎわい交流館 AU』、『秋田拠点センターアルヴェ』等を拠点とした多彩な市民活動の更なる活性化(=「市民力」の活用)」を、後者は、「県・市連携文化施設や既設芸術文化施設等で構成する『芸術文化ゾーン』の形成による新たなまちの魅力とにぎわいの創出(=新たなまちの魅力・価値の創出)」、「日本版 CCRC 構想の推進や集いの場の創出による、多世代交流のまちづくりの推進(=元気な高齢者の移住促進)」、「秋田杉等の地域資源を活かした木目調建築物の普及など『ぬくもりのある街』づくりの推進(=景観・美観の形成)」を戦略として取り上げている。

中心市街地の範囲

以下のとおり設定している。

【図表 14】中心市街地の範囲



(出所)秋田市の資料による

3. 監査の結果

【監査の結果について】

監査の実施結果については指摘、意見(注)として記載している。第4章についても同様である。

(注)指摘、意見の定義

指摘(地方自治法第252条の37第5項の結果に関する報告)

財務に関する事務の執行等において、適当でない事務処理があったと判断された事項(合规性に関する事項)又は経済性、効率性及び有効性に関する事項のうち、社会通念上著しく適切性を欠き不当と判断される事項に関するもの。

意見(地方自治法第252条の38第2項の意見に関する事項)

最少の経費で最大の効果を上げる努力の面で検討が望まれる事項や組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれる事項(経済性、効率性及び有効性に関する事項)などに関するもの。

(1)秋田市中心市街地活性化基本計画について

市民の意見

中心市街地活性化基本計画策定後の「秋田市立地適正化計画」に対する市民反対意見に「中心市街地の活性化『エリアなかいち』に十数年の年月と、百十億円の公費を掛けてにぎわいの創出に取り組んできたが、イベント時のみににぎわいであり普段のにぎわい、活性化は無く平日の人通りは数えるほどしかない。」という指摘がある。直接的には当該基本計画に対する意見ではなく、当該認識については当該基本計画において、『「エリアなかいち」の集客力不足』や『年間を通した恒常的なにぎわいの不足』として課題に取り上げているものではあるが、当該意見は秋田市の中心市街地活性化のこれまでの施策を端的に批判したものとと言える。

他の地方自治体の事例

中心市街地活性化に関する施策について、会計検査院は「国会からの検査要請事項に関する報告」として、平成30年12月21日に「中心市街地の活性化に関する施策に関する会計検査の結果について」を公表している。当該対象地方自治体について、秋田市は含まれていないが、当該報告における地方自治体に関する事項の主な概要は以下のとおりであった。当該報告は多岐にわたることからその概要を示す。

【図表 15】地方自治体の中心市街地活性化に関する施策の課題

中心市街地の活性化に関する施策の実施体制及び実施状況について

対象とした90市のうち、店舗面積1万㎡以上の大型店の面積が中心市街地区域外に増加していたのは、多重制限未実施市78市で30%、多重制限実施市12市で16%、店舗面積5千㎡以上の大型店の面積が同区域内に増加していたのは、特例措置活用市25市で32%、特例措置未活用市65市では16%となっている。

74市80計画239指標のうち、70%が目標値未達成、このうち67%が基準値未達成。他計画の効果を含めず目標値を算定しているのが16市18計画、定期フォローアップにおいて認定基本計画期間終了時点で目標達成が困難であるとされた50指標のうち認定基本計画の見直し未実施が26指標、最終フォローアップ後の実績値の測定、評価の未実施が43指標となっている。

【所見】

市町村に対して、事業が円滑に実施できるよう、利害関係者間で協議等を十分に行うことを周知徹底、認定基本計画終了後も認定事業を継続すること、大型店の立地の抑制や誘導のために留意事項を明確に示すこと。PDCAサイクルの運用が可能な指標の設定等に努めること、評価結果に応じて事業の追加等を含めた認定基本計画

の変更等を実施することを周知徹底すること。

中心市街地の活性化に関する施策の有効性について

18年度から28年度までの支援措置1,063措置のうち619措置が未活用となっている。支援措置の活用のための情報提供、留意事項の周知が不十分となっている。

認定基本計画の実施の効果として、活性化関連一般指標が増加(上昇)しているのは10市から39市であり、増加(上昇)している市は区々となっている。特定の指標だけで中心市街地の活性化を評価するのは困難となっている。都市機能増進と経済活力向上をバランス良く推進しているのが6市、認定基本計画実施の効果が限定的となっているのが24市となっている。

最終評価で「活性化が図られた」とする24市が目標値未達成となっており、このうち9市が基準値未達成となっている。

【所見】

市町村に対して、各支援措置の活用事例や留意事項を明確に示すこと。中心市街地の活性化に関する施策は、地域全体の都市機能の増進や経済活力の向上を図るためのものであることに留意して多様な指標による評価を広く検討して施策の実施に取り組むこと、認定基本計画の最終フォローアップにおける評価を適切に行うことの重要性を明確に示すこと。

秋田市の事例

上記市町村の調査においては、該当地方自治体について全件調査を行った訳ではないため、秋田市は調査の対象とはされなかった。そのため、改めて会計検査院と同様の調査を行った結果と会計検査院の報告事項との比較は以下のとおりである。

ア．施策の実施体制

・中活課室の設置状況等

秋田市では、第2期計画の認定時点で中心市街地の活性化を専門に担当する組織（以下、「専担課室」という。）を設置しておらず、当該計画の策定は都市総務課（観光振興課、文化振興課および商工貿易振興課との兼務職員を含む）で行ったとされる。

専担課室は44市で設置していたが、54市では人的体制を整えることなどが困難であるなどとして設置されていなかった（この場合は、他の定常業務と兼務することになり、以下では「兼務課室」という。）とされ、秋田市は後者の領域に含まれる。後者においても、秋田市と同様に市街地の整備改善事業担当課と商業の活性化事業担当課が兼務している市は7市であった。

・兼務課室の職員数、事業実施課室の課室数及び職員数

秋田市では、計画策定を行った市職員数は11人とされた。他市の兼務課室の事例（54市）では、平均1計画当たり3.9人であることから、比較的多くの人材を当該計画に費やしたことが認められる。

次に、事業実施について秋田市は、15課所室が担当し、44事業を実施するとしているため、1事業当たり1職員関与するとした場合、延べ44人の関与があると考えられる。90市の事例では事業を担当する課室は平均13.1課室、職員数は41.0人が関与したとされ、平均より多くの関与がうかがわれる。

イ．協議会の人的体制等

・組織体制

秋田市の当該計画の協議会の構成員は以下のようになっている。

【図表 16】秋田市中心市街地活性化協議会の構成組織

項番	組織名
1	公益財団法人秋田市総合振興公社
2	秋田商工会議所
3	秋田市駅前広小路商店街振興組合
4	秋田市広小路商店街振興組合
5	秋田市大町商店街振興組合
6	秋田市通町商店街振興組合
7	仲小路振興会
8	川反外町振興会
9	秋田まちづくり株式会社
10	なかいちビル管理組合
11	協同組合秋田市民市場
12	秋田市都市整備部
13	公立大学法人秋田公立美術大学
14	国立大学法人秋田大学
15	東日本旅客鉄道株式会社秋田支社
16	秋田中央交通株式会社
17	株式会社秋田銀行
18	株式会社北都銀行
19	NPO 法人秋田バリアフリーネットワーク
20	久保田城址歴史ボランティアの会

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

(注1) その他オブザーバーとして多くの機関が関与している。

(注2) 秋田まちづくり株式会社は、中心市街地活性化協議会を組織できる者として中心市街地活性化法に定める要件を満たすまちづくり会社ではない。また、今後も法定要件を満たすまちづくり会社の設置予定はないとされる。

秋田市では事務局を担っているのは商工会議所である。他市の事例では、同様の事務局体制を持つのは65市であった。その他、まちづくり会社が単独で担っているのが12市、商工会又は商工会議所やまちづくり会社等が共同で事務局を担っているのが10市とされている。

・タウンマネージャーの配置

秋田市では、タウンマネージャーを配置していないが、中小企業基盤整備機構の「中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業」を活用し、アドバイザーの派遣を受けていると言う⁶。

これに対し、他市ではタウンマネージャーが配置されていたのは39市で、残りの56市では配置されていなかった。タウンマネージャーを配置していない理由は、タウンマネージャーを配置する必要がないとしているものが27市と最も多く、次いでタウンマネージャーに適した人材が見つからないとしているものが17市となっていた。

この点、確かに能力ある人材が配置されているとしても、タウンマネージャーとは違い与えられる権限に限界がある。過去長期にわたり中心市街地の活性化に課題がある秋田市にあっては、タウンマネージャーの配置を検討すべきであろう。

・協議会の開催状況

秋田市においては、協議会の開催は平成27年度3回、平成28年度4回、平成29年度3回、平成30年度3回実施している。一方他市では、基本計画の作成期間中4.4回、認定基本計画期間中は8.2回であるのに対して、認定基本計画期間終了後は2.9回と活動実績に減少傾向が見受けられている。これらと比較すると秋田市の協議会の開催状況は少ないと言える。

⁶ 秋田市では河村 守信氏が就任している。彼の専門分野は以下のとおりである。

都市計画・地域計画。組織化支援、地域活性化のためのまちづくりコーディネーター。各種イベント企画・実施。各種公募事業の申請書の作成及び事業実施支援。商店街活性化のための各種支援。中心市街地活性化基本計画の策定や、2期申請に係る各種支援。6次産業化プランナー（農商工連携）

(出所)中小機構 2019年度中心市街地商業活性化アドバイザー名簿

ウ．市連絡調整会議の設置及び開催状況

秋田市では、市内での連絡調整のために中心市街地活性化調整委員会及びワーキング会議が設置され運営されている。当該委員会等は都市整備部が事務局となって運営され、調整委員会については、27年度に1回、28年度に5回開催し、認定計画策定に向けた調整を行ったとされる。なお、29年度以降調整委員会は開催していないが、認定計画に位置づけられた事業の進捗状況や計画変更の必要性、フォローアップの内容確認など、連絡調整を行っているとしている。

他市における市連絡調整会議の設置状況は、基本計画認定時点において67市で設置していたが、24市では設置されていなかった。また、その構成は、事業実施課室の全てが構成員となっているのが49市、一部の課室が構成員となっているのは20市であり、特別交付税の担当部局である財政担当課が構成員となっているのは53市、構成員となっていないのは16市であった。さらに、当該会議の開催状況は、基本計画の作成期間中が平均6.6回、認定基本計画期間中は平均5.1回、認定基本計画期間終了後は平均0.7回と減少傾向が見受けられたとされる。この点、調整会議の開催について秋田市は少ないという傾向が見られる。

エ．計画の進捗管理状況

上記の会計検査院の指摘との比較において、当該指摘は会計検査院から国に対し出されたものであり、市町村が直接対応するべきものではないが、大型店立地について都市計画による規制と大規模小売店舗立地法に基づく緩和を行っており、計画の進捗管理については、PDCAサイクルによる運用が可能になるよう、毎年確認が可能となる指標を設定し、取組の進捗状況に応じて平成30年度末までに3回の計画変更を行っている。

今後、計画に位置づけられた取組が様々な効果を現してくるため、その結果を踏まえ、必要に応じて計画変更の手続きを進めるとともに、可能な限り国の支援策を活用していくことで活性化に向けた取組を推進していくこととしている。

そして、最終フォローアップの実施に当たっては、国のマニュアル等に従い、適切に評価を行うとともに、計画期間終了後も継続して活性化に向けた取組を進めていくこととしているためこの点では問題は見られない。

平成30年度の取組に対しては、中心市街地活性化協議会から以下の評価がなされている。

【図表 17】平成 30 年度の取組等に対する中心市街地活性化協議会の意見

中心市街地活性化基本計画策定から 2 年が経過したが、平成 30 年度においては、県・市連携文化施設の整備及び旧県立美術館の利活用について運営管理計画がまとめられるなど、活性化基本計画の核となる事業が予定どおり進められていると認識している。

また、民間事業についても、日本版 CCRC 事業が令和 2 年の完成に向けて本体工事に着手したほか、秋田駅西口においては、新たにホテルの増築計画が公表されるなど、活性化に向けた取組が着実に進んでいるところである。

これらの活性化に向けた取組を受けて、秋田駅前商業地の地価が 27 年ぶりに上昇するなど、波及効果も数値として現れてきており、計画は概ね順調に進捗していると評価する。

協議会の部会の設置について【意見 1】

秋田市では協議会に部会を設置していない。芸術文化ゾーン内の文化施設、周辺商店街、大型商業施設との連携や活用を目的とした情報交換や連携事業の場として、「芸術文化ゾーン活用研究会」を定期的で開催しているが、事業の包括的な実行力という点では脆弱であろう。他市では 60 市が部会を設置しており、42 市では部会等は設置していないことから、秋田市の当該事業の重要性を考慮すると、各部会を設置して実効性を高めてゆくべきであろう。

この点、会計検査院の報告によれば、協議会の部会等における積極的な議論が行われていた事例として、以下に示す栃木県大田原市の事例を紹介しているので、参考とされたい。

【図表 18】栃木県大田原市の事例

(平成 20 年 11 月から平成 26 年 3 月まで：空き店舗活用研究会等 8 部会)

大田原市の認定基本計画等によると、同市は、人口 78,360 人（平成 20 年 4 月）の都市であり、同市の中心市街地が位置する大田原地区は、交通機関の発達や市民の生活様式の変化等に伴い、人口や商業施設の減少等の中心市街地の空洞化が進んでおり、同市は、中心市街地の衰退は市域全体の衰退にもつながるとしている。そこで、同市は、基本計画（20 年 11 月から 26 年 3 月まで）を作成し、中心市街地活性化について、「多様な市民活動の更なる集積と発信によるにぎわいの創出」「ひとにやさしい」街なか居住の推進」及び「地域特性を踏まえた商業の振興」を目標として掲げ、39 事業（事業費 134 億円、国庫負担額 52 億円）を実施している。同市の協議会は、事業の実施に当たって、部会等の専門的事項を検討する場を設け、積極的に議論を行える環境づくりをすることが協議会を実質的な議論の場として活用するために有効であるとされていることを

踏まえて、中心市街地の活性化を達成するために基本計画の作成段階から各事業に密接に関係する市、事業者、地権者、市民等による部会を設置して事業の検討を行っていた。そして、上記の部会による検討会は、基本計画の作成期間中の19年4月から20年11月までの間に50回、認定基本計画期間中の20年11月から26年3月までの間に132回実施されていた。このような中、部会の一つである空き店舗活用研究会は、空き店舗解消のための空き店舗流動化対策事業の実施前から貸し手と借り手のマッチングシステムの調査や、空き店舗を活用して創業する者の支援の取組を行っていて、当該事業による空き店舗を活用した店舗の開店数は、当初の目標を上回る結果となっていた。

計画の目標達成状況の分析について【意見2】

前回の中心市街地活性化基本計画では、「小売業年間商品販売額」等の目標が達成できなかった。見かけの人の移動やイベントの開催といった表面的な事例だけでなく、それがどのように経済的活性化につながるのか、空き店舗の減少は単に数値目標だけでなく、それがどのように変わっていったがために活性化に効果があるのかについてより分析を行う必要がある。

ヤン・ゲールは「人間の街」(鹿島出版会、2010)のなかで、12の公共空間を評価するための指標を提示したように、まちの改善については、単なるイベントや箱物だけでなく、細かいプレイスメイキングが必要となる。中心市街地活性化協議会の議論で、協議委員の秋田公立美術大学小杉教授も「施設整備等中心市街地の様々なプロジェクトが動く中、協議会において、既に決まった報告だけを行うのではなく、例えば、街全体の景観や案内サインの統一化などを協議する必要があるのではないか」と指摘されているように、秋田市らしいまちづくりの景観(ランドスケープ等)が中心市街地で感じられて初めて外部からの集客につながるのではないかと考える。

CCRCについても殊更その利点を強調されているが、総戸数60戸に高齢者等が移り住んだからといって、そこににぎわいが発生するとは考えられない。人口減少時代の傾向として、市内の外縁部に居住していた資産を持った高齢者が移り住むという事例であれば、更に経済効果というよりもごく一般的事例にすぎない。

さらに都市の細かいデザインや動線に配慮して、秋田市らしいまちづくりによる更なる差別化による活性化が望まれる。

(2)秋田市立地適正化計画について

コンパクトシティの効果と対応について【意見3】

平成23年に策定された第6次秋田市総合都市計画にコンパクトシティを目指すこととし、かなり以前から課題とされてきた。その課題に対する施策を実施し、実施計画となる秋田市立地適正化計画を策定している。3市町の合併の影響はあるものの、先述したように街なかでは大きな施設が次々と撤退する中で、人口集中地区(DID)は拡大し続け、人口集中地区内の人口密度は減少し続けている。つまり、結果としてはこれまでの政策の成果が見られないという結果となっている。

そもそもコンパクトシティが望ましいかという議論はあるが、少なくとも公共インフラの拡大に伴うコストの増加を防ぐには機能するとされ、秋田市においても当該政策を採用している。そうであるならば、現行のように中心地域以外に6つもの中心拠点をも有し、しかもそれぞれを結びつける公共交通としては、バスだけというのでは、コンパクトシティ「アンドネットワーク」の意味も薄れてくる。

しかも、他の地方自治体でも始まっているようにバスの運転手の高齢化に伴い、密度の高い交通の運行が困難となってきた。このような中で、現在の施策が効果を上げているかについて、外向けの無難な表現だけではなく、課題を直視しつつ、明確な効果指標に従って実施する必要がある。特に、日本で最も人口減少が急激におとずれる県の地方自治体としては、当該政策の成否は、他の自治体の注目するところであることを意識すべきであろう。

具体的には、現在の6つの中心拠点の縮小的見直し、宇都宮市の事例のような市の中心部へのLRTの導入の再検討を考慮することが考えられよう。

居住調整地域のあり方についての明確なビジョンの提示について【意見4】

ア．居住調整地域の意義

居住調整地域とは、「都市再生特別措置法」に基づく「立地適正化計画」の区域のうち、居住誘導区域以外の区域(市街化調整区域を除く)で住宅地化を抑制すべき区域を言う(都市再生特別措置法第89条)。

具体的には、住宅地化を抑制するために定める地域地区であり、同法89条は任意規定であることから、定めることができるとされているが、当該居住調整地域を定めることによって、立地適正化計画を実効力のあるものとしていくことが期待されるものである。居住調整地域内では、3戸以上の住宅等の新改築や住宅等への用途変更、またはそのための開発行為(0.1ha以上のもの)に対して、市街化調整区域と同様の規制が適用される。

居住調整地域を指定する目的としては、「インフラ投資を抑制」、「住宅地化を抑制」、「都市の中心部の区域において住宅地化を促進」、「近接・隣接する非線引き都市計画区域における住宅地化を抑制」ということが挙げられている。

イ．秋田市立地適正化計画での扱い等

「秋田市立地適正化計画」においては、当該地域についての指定は行っていない。これについては、当初の素案に対して、住民の意見として「当該指定がされると、資産価値が下がる。資産価値が下がれば、税収減にもなるし、企業の資産価値も下がれば担保評価も下がり経営や生活の不安につながる。」との意見も出されていた。他の自治体の事例でも、青森県むつ市といった一部の例外を除いて、当該地域の指定を行った事例は見られず、やはり住民感情等に配慮し、強力なコンパクトシティ化には躊躇する部分があるのであろう。

しかし、指定といった強制的手段を採用せずとも、地域住民に一定の負担はあるものの、何らかの将来に希望をもてるようなビジョン(施策)を描くことは必要であろう。これについて、「秋田市立地適正化計画」においては、当該地域に該当するエリアについて以下のように記述している。

【図表 19】良質な住環境の維持・形成エリア

既存の良好な住宅ストックの保全・活用を図るとともに、市民の居住ニーズに応じた緑豊かなゆとりのある良質な居住環境の形成を進め、居住促進エリアとの役割分担を図ります。

《計画で目指す暮らしのイメージ》

- ・ 住み慣れた場所で住み続けられるように、空き家や空き地の活用や、住環境保全対策を図り、これまでどおりの生活を送ることができます。
- ・ ゆとりのある戸建て住宅を中心とした住宅地として、自動車を中心とし、各地域の拠点にアクセスすることができます。

また、その外縁部の市街化調整区域については、「田園共生エリア」として、「本市の農業生産を支える田園居住地域として、原則として無秩序な市街化を抑制していきます。また、持続可能な集落を形成するため、農業や自然環境を生かした市内外からの移住等の受け皿として、未利用宅地等の活用による定住人口の確保とともに、集落内の生活環境の改善と生活利便性の向上を図ります。」とし、計画で目指す暮らしのイメージとしては、「住み慣れた場所で住み続けられるように、住環境保全対策を図り、これまでどおりの生活を送ることができます。」とされ、人口減少が日本一となるとされる秋田県内の中心都市でありながら、極めて消極的な記載にとどまるとともに、「居住調整地域」にあたるエリアと市街化調整区域との関係についてあいまいな表現に終始するのみならず、2017年に新たに制定された用途地域である「田園居住地域」についての考慮も見られない。不安を抱く地域住民への配慮の意識は理解できるが、先述したように行政としては、明確なビジョンの提示がほしい。

そこで、以下の事項を参考情報として提示したい。

(参考) 田園都市理論について

ア．ハウードの田園都市理論

都市計画に関わった者にとっては教科書的な話であるが、近代都市計画の祖と言われるエベネーザー・ハウードは、田園都市理論において自然との共生、都市の自律性を提示し、その後の近代都市計画に多くの影響を与えた。当初、当該理論は余りにも夢想的だと批判されたが、ロンドン北郊のレッチワースでの事例等により、その考えは正解的に普及したとされる。一方で、レッチワースの事例を踏襲または誤解するあまり、各国での事例は、その多くが田園都市の美名の下、単なるベッドタウンに終わり、職住近接の自律した都市や、住民によるコミュニティまでを実現しようとした例、実現した例は多くないとされるとともに、そこで使われる田園とは単なる「緑化」の意味としてしか使われない事例が多い。

これについて、東京大学の横張真教授は「都市の文脈のもとにありながらも、周囲の農村地帯との連続性のもと、都市から農村に至る空間を一体的・連続的に計画する計画論はまさに、ハウードの構想した田園都市そのものといえる。市街地と農村が一体となった田園都市を、現在の日本において、問い直す必要があるのではないか。」と指摘されている。

日本における市街化区域から市街化調整区域等との連続性については、先に示した「田園住居地域」の考えだけでなく、2015年に制定された都市農業振興基本法の制定が極めて参考となる。当該法律第20条では、「国及び地方公共団体は、都市農業の振興に関し、必要な調査研究を推進するものとする。」とされていることから、以下ではアメリカの事例についても参考までに少し触れておきたい。

イ．アメリカにおける都市農業の現状

アメリカにおいては、農務省の環境制御型農業(CEA)戦略や、地産地消を地域の産業活性化の柱とする等の動きが盛んで、都市農業が盛んに行われはじめている。アメリカ以外でも、国際連合食糧農業機関(FAO)によると、全世界で8億人が、都市内で野菜や果物を栽培し、または家畜を飼育しているとされ、ワールドウォッチ研究所の報告では、それは世界の食料の15%から20%にあたるとされている。

工業都市として発展したデトロイト市の都市農業の事例については、二村太郎の「人口減少下のデトロイトにおける都市農業の発展と課題」(同志社アメリカ研究第51号)などで紹介されているが、現在の都市農業は、従来の市民農園のものから野菜工場の建設まで様々である。また、その目的も福祉的なものから収益目的のものまで多く存在し、雇用の重要な拠点となっているものも存在するとされる。

ウ．秋田市における居住調整地域のあり方

以上を基にした場合、秋田市においても居住調整地域エリアにおいては、外縁部との調和を図りつつ、都市農業の重要な拠点としての活性化の可能性が十分あるのではないであろうか。

それは、従来からの生産緑地といったイメージや市民菜園のレベルではなく、市全体のランドスケープも考慮した、秋田市らしい独自の景観を演出すべきであるとともに、新たな生産性の高い農業により雇用の増加に貢献するものを提示すべきであろう。

市の中心部を秋田市らしいLRTが走り、その外縁部には秩序立てられた田園地域が徐々に変化する景観を想定できれば魅力的であろう。

(3) 空き家対策について

空き家の活用について【意見5】

空き家問題については、政府を中心に各種の施策がはじまっている。その一方で、小規模ながら山形県鶴岡市や静岡県掛川市の各NPO法人による「ランド・バンキング」の事例が存在する。しかし、本来のランド・バンキングは1970年代にアメリカの州法により、地方自治体が土地の有効活用を目指してはじまったものである。

現在、不動産の証券化手法を利用して、不動産の小口投資を行うことが可能となっている中で、空き家の活用について、地方自治体自らまたは共同出資等により、ランドバンクを設立し、空き家の買収、改修・再生、売却等の出口戦略を立てることは可能である。特に、それが古民家であればより市場のニーズは高いが、そうでない場合でも、減築・シェア居住等特殊な手法を組み合わせることで可能となる場合も存在するため、空き家の活用方法について検討されたい。

第4章 監査対象とした各課の事業に対する監査の結果

1. 都市総務課

1-1 都市総務課の概要

(1) 所管事務の概要

都市総務課は以下の業務を担っている。
 都市施策の企画及び総合調整に関すること。
 秋田都市計画事業秋操駅南地区土地区画整理事業に伴う土地売払収入の徴収に関すること。
 市街地再開発事業等の計画及び整備に関すること。
 買物広場等の維持管理並びに使用料及び貸付料の徴収等に関すること。(他の所管に属するものを除く。)
 中心市街地活性化基本計画の推進に係る総合調整に関すること。
 部内の連絡調整に関すること。
 部の予算経理に関すること。

(2) 監査対象とした事業の概要

都市総務課が行う監査対象とした平成30年度の事業は以下のとおりである。

【図表20】監査対象事業一覧(都市総務課)

No.	事業名	内容
1	中心市街地活性化基本計画推進経費	第2期秋田市中心市街地活性化基本計画の事業効果を継続的に観測するため、各目標指標の達成状況を確認し、フォローアップ調査を実施するとともに、秋田市中心市街地活性化協議会が行う中心市街地活性化のための総合的かつ一体的な推進に関する取組を支援する。
2	中心市街地優良建築物等整備事業費補助金	第2期秋田市中心市街地活性化基本計画に掲載している事業について、実施主体である民間事業者へ優良建築物等整備に係る費用を補助する。

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

(3)職員の状況

職員の状況は以下のとおりである。

【図表 21】職員の構成(都市総務課)(単位：人)

区分	正規職員				非正規職員
	課長	課長補佐	副参事	その他	再任用
都市総務課	1	1	-	-	-
企画担当	-	-	-	(注)4	-
庶務担当	-	-	1	4	-
合計	1	1	1	7	-

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成(平成 30 年 4 月 1 日現在)

(注) 企画担当のうち、庶務担当との兼務 1 人。

1-2 監査の結果

(1) 中心市街地活性化基本計画推進経費について

事業の目的

秋田市においては、中心市街地活性化法に基づき「秋田市中心市街地活性化基本計画」を策定しており、この計画を実施していくものである。

事業の内容

中心市街地活性化法に基づく中心市街地活性化制度とは、少子高齢化、消費生活等の状況変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することを目的としたものである。

内閣総理大臣による認定制度とされており、地方公共団体が、地域住民、関連事業者等の様々な主体の参加・協力を得て、自主的・自立的な取組を内容とする中心市街地の活性化、ひいては当該地域の活性化にも応じた取組施策を推進するための基本的な計画を作成し、内閣総理大臣がその認定を行うこととされている。国は認定を受けた基本計画に基づく様々な取組に対して、集中的かつ効果的に支援を実施するものとされている。

現在の「秋田市中心市街地活性化基本計画」(以下 1-2 監査の結果においては、「活性化基本計画」という。)は、平成 29 年 3 月 24 日に認定を受けた計画であり、その後、毎年度の状況変化等を受けて変更を行っている。直近においては、平成 31 年 3 月 26 日に変更認定を受けている。

活性化基本計画は、「第 13 次秋田市総合計画「新・県都『あきた』成長プラン」(計画期間：平成 28 年度～令和 2 年度)、「秋田市総合都市計画」(計画期間：平成 23 年度～令和 12 年度)、「秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(計画期間：平成 27 年度～31 年度)を上位関連計画とし、中心市街地活性化の目標、基本方針及び目標指標を掲げている。なお、計画期間は平成 29 年 4 月から令和 4 年 3 月末までの 5 年間である。

【図表 22】活性化基本計画における基本方針及び目標等

中心市街地 活性化の目 標	基本方針	目標指標	計画設定時 の最新値	基準値	目標値
行きたい街	多様な人々 が行き交 い、新しい 文化を育む 舞台の形成	歩行者・自 転車通行量 (平日・休日 の平均)	32,484 人 (H28)	32,484 人 (H28)	35,000 人 (R3)
		芸術文化施 設利用者数 (1日当た り)	966 人/日 (H27)	966 人/日 (H27)	1,530 人/日 (R3)
住みたい街	快適な居住 環境の形成 と既存スト ックの有効 活用	中心市街地 における人 口の社会増 加数(累計)	-3 人 (H28)	26 人 (H24～H28 の累計)	240 人 (H29～R3 の 累計)
活力ある街	店舗を主と した事業所 の立地促進 と市民活動 の推進	商業集積促 進関連制度 利用件数(累 計)	10 件 (H27)	34 件 (H23～H27 の累計)	50 件 (H29～R3 の 累計)
		市民活動等 施設利用件 数	20,196 件 (H27)	20,196 件 (H27)	20,800 件 (R3)

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

事業費の予算と決算額

【図表 23】過去 3 年の事業費の内訳

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
最終予算	11,602	2,948	3,640
決算	11,489	2,797	2,713
一般財源	11,489	2,797	2,713

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

平成 30 年度決算額の主な内訳

【図表 24】平成 30 年度の決算額の内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度決算額	主な内容
旅費	62	
委託料	1,641	歩行者自転車通行量調査業務委託料
負担金、補助 及び交付金	1,008	秋田市中心市街地活性化協議会への負担金 (先進地視察負担金を含む)
合計	2,713	

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

事業の実績

活性化基本計画においては、認定を受けた地方公共団体が自ら取組の進捗状況や目標達成状況等をフォローアップ(自己評価)することとされており、フォローアップには、計画期間中に実施する「定期フォローアップ」と計画期間終了後に実施する「最終フォローアップ」の2種類がある。

「定期フォローアップ」は、自己評価で明らかとなった取組の進捗状況、目標達成の見通し、目標指標の基準値からの改善状況等を踏まえ、必要と認められる場合には速やかに基本計画の見直しを行うことを主な目的としており、原則毎年実施される。また、「最終フォローアップ」は、活性化基本計画の終了後に取組の進捗状況や目標達成状況に加えて、中心市街地全体の活性化の状況や市民意識の変化など、中心市街地活性化に向けた取組に関する総合的な評価を行うことを主な目的としている。

直近においては、平成 31 年度に定期フォローアップが実施されており、目標指標にかかる最新の実績値と目標達成の見通し等が示されている。特に、「歩行者・自転車通行量(平日・休日の平均)」及び「中心市街地における人口の社会増加数(累計)」の目標値と実績値との乖離が大きい。しかし、「歩行者・自転車通行量(平日・休日の平均)」については、平成 31 年 3 月に新たに 7 事業を追加したことにより目標達成は可能と見込んでいる。また、「中心市街地における人口の社会増加数(累計)」についても、日本版 CCRC 事業により、新たに 60 戸の分譲マンションが建設されていること等により、目標達成は可能と見込んでいる。

【図表 25】平成 30 年度における定期フォローアップにおける指標の最新値等

目標	目標指標	最新値	基準値	目標値
行きたい街	歩行者・自転車通行量 (平日・休日の平均)	29,721 人 (H30)	32,484 人 (H28)	35,000 人 (R3)
	芸術文化施設利用者数 (1 日当たり)	1,191 人/日 (H30)	966 人/日 (H27)	1,530 人/日 (R3)
住みたい街	中心市街地における人口の社会増加数(累計)	-15 人 (H29、H30 の 累計)	26 人 (H24～H28 の 累計)	240 人 (H29～R3 の 累計)
活力ある街	商業集積促進関連制度 利用件数(累計)	72 件 (H29、H30 の 累計)	34 件 (H23～H27 の 累計)	50 件 (H29～R3 の 累計)
	市民活動等施設利用件 数	20,533 件 (H30)	20,196 件 (H27)	20,800 件 (R3)

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

「歩行者・自転車通行量(平日・休日の平均)」の減少要因の調査・分析について

【意見 6】

平成 30 年度における定期フォローアップにおいては、「歩行者・自転車通行量(平日・休日の平均)」が 29,721 人とどまり、最終年度における目標値の 35,000 人に対して 84.9%の達成率となっている。また、平成 29 年 3 月の活性化基本計画認定時に設定した基準値(平成 28 年度)32,484 人と比べても 8.5%程度減少している状況にある。市としては、平成 30 年 5 月の秋田県民会館の閉館による影響が大きいものとし、平成 31 年 3 月に新たに 7 事業を追加したことにより目標達成は可能と見込んでいる。

「平成 30 年度 秋田市中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップに関する報告」(令和元年 5 月)抜粋

2. 目標達成見通しの理由

「歩行者・自転車通行量(平日・休日の平均)」については、前年と比べ、微増にとどまるという結果になったが、これは秋田県民会館が 5 月末に閉館した影響によるところが大きいと考えられる。秋田県民会館については、既存建物を解体し、新たに「県・市連携文化施設」として整備されることとなっており、施設の閉館による通行量の減少は当初より見込まれていたものである。なお、県・市連携文化施設の閉館が令和 3 年度後半であり、事業の効果は計画期間中に発現するものの、効果

測定時期(7月)に間に合わない。しかしながら、平成31年3月に新たに7事業を追加しており、各種事業の効果発現により目標達成は可能と見込まれる。

平成29年3月に活性化基本計画を策定した際においては、「歩行者・自転車通行量(平日・休日の平均)」にかかる令和3年度末の目標値35,000人は、「ア．過去からの傾向が続いた場合の推計」に、「イ．県・市連携文化施設整備事業による増加」、「ウ．(仮称)芸術文化交流施設整備事業による増加」、「エ．街なか居住人口増加に伴う増加」及び「オ．旧秋田魁新報社跡地への商業施設整備による増加」を加える形で設定されている。

【図表 26】歩行者・自転車通行量(平日・休日の平均)の目標値内訳

区分	数値(人)
ア．過去からの傾向が続いた場合の推計	32,191人
イ．県・市連携文化施設整備事業による増加	1,030人
ウ．(仮称)芸術文化交流施設整備事業による増加	632人
エ．街なか居住人口増加に伴う増加	336人
オ．旧秋田魁新報社跡地への商業施設整備による増加	790人
合計	34,979人 (35,000人)

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

このうち、事業(取組)の実施による効果の発現時期は、「イ．県・市連携文化施設整備事業による増加」は令和3年度、「ウ．(仮称)芸術文化交流施設整備事業による増加」は令和2年度、「エ．街なか居住人口増加に伴う増加」は令和2年度、「オ．旧秋田魁新報社跡地への商業施設整備による増加」は令和3年度であり、平成30年度においては、いずれも効果が発現する前の状態にある。このため、目標値と平成30年度の実績値とを比較することは適切ではないものの、「ア．過去からの傾向が続いた場合の推計」32,191人も大きく下回っている。また、新しい県・市連携文化施設整備事業による増加でさえ1,030人程度であることから、平成30年5月末における秋田県民会館の閉館の影響だけでは、この減少幅は説明できないものと考えられる。

活性化基本計画初年度である平成29年度の実績も29,695人であり、平成29年度における定期フォローアップにおいては、「秋田駅前の大型商業施設がリニューアルのため長期休業中であったことと、調査実施日の直前に発生した記録的豪雨により、秋田市内において甚大な被害を受けた影響により減少したものと想定される」ものと分析されている。しかし、2年度にわたり「ア．過去からの傾向が続い

た場合の推計」の値を大きく下回ったことは、測定時の天候や催事の有無等だけではなく、当該エリアにおける歩行者及び自転車の通行量に影響を与える市民の行動様式や生活パターン等に構造的な変化が生じていることも考えられる。

確かに、平成 31 年 3 月に新たに 7 事業を追加したことにより、結果的に令和 3 年度末における目標値が達成される可能性も当然あるが、大きな通行量の減少が続いており、市民の行動様式等に構造的な変化が生じていることも考えられることから、計画期間の最終フォローアップを待たず、目標と実績との乖離を調査・分析することが望ましいものとする。

活性化基本計画に追加された事業に対する評価について【意見 7】

平成 31 年 3 月に活性化基本計画に追加された 7 事業のうち、5 事業が観光に関連するものである。確かに、観光もにぎわい創出のためには重要な要素であるものの、特定の催事を行うことでの誘客は、継続的なリピーターの確保等につながらない場合には、通行量の瞬間風速を高めるだけとなるおそれもある。また、7 事業の中には、平成 31 年 3 月の改定前より実施されている事業や、名称は異なるが平成 30 年度まで実施された内容が継続されている事業が含まれている。これらは既に平成 30 年度までの通行量の実績に反映されているものであり、新規に事業に組み入れた効果としてどの程度期待できるかは内容等によることとなる。

いずれにしても、今後の定期フォローアップ及び最終フォローアップにおいて実績値を評価するにあたっては、継続的な通行量の増加の部分と催事の影響による一時的な効果とを峻別して評価することが必要であるとともに、追加した 7 事業も含めて、活性化基本計画を実現するための諸事業が、どの程度指標に寄与しているのか評価することも、今後の施策立案のために有用なものとする。

【図表 27】活性化基本計画に新たに追加した 7 事業の概要

事業名	実施時期	内容
JR 秋田ゲートアリーナ(仮称)整備事業	H30～H31	秋田駅東口に隣接する低未利用地を活用し、体育館・保育施設・事務所・店舗の複合施設を整備する。
チャレンジオフィスあきた移転事業	H31～	中心市街地の空きビルを改修し、市のインキュベーション施設「チャレンジオフィスあきた」を設置する。
観光客等受入促進事業	H31～	大型コンベンションの参加者へのおもてなしとして中心市街地の飲食店の割引サービス等を実施するほか、クルーズ船客向けににぎわい広場で竿燈等を披露する。

事業名	実施時期	内容
ユネスコ無形文化遺産 「山・鉾・屋台行事」魅力発信事業	H30～R3	中心市街地で開催する「これが秋田だ！食と芸能大祭典」のパレードにユネスコ無形文化遺産に登録された秋田市、仙北市、鹿角市の3行事が参加する。
秋田犬ふれあい事業	H30～R3	秋田犬とふれあいができる「秋田犬ふれあい処」を千秋公園に設置することで、本市への観光誘客を推進し、来訪者の市内滞在時間の増加や中心市街地への新たな人の流れを生み出す。
アジアトライ千秋芸術祭	H30～R3	千秋公園を会場に国内外のダンサーが集い、アジア発祥のダンスをテーマとした芸術祭を開催する。
羽州街道歴史観光推進事業	H30～R3	羽州街道沿線に点在する文化財や文化施設(赤れんが郷土館、旧金子家住宅等)を歴史ストーリーでつなぎ、魅力ある観光資源として活用する。

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

2. 都市計画課

2-1 都市計画課の概要

(1) 所管事務の概要

- 都市計画課は以下の業務を担っている。
- 都市計画に関する土地利用計画に関すること。
- 都市施設の調査、計画及び決定に関すること。
- 地域及び地区の調査、計画及び決定に関すること。
- 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)等に基づく許可等に関すること。
- 開発許可等の申請手数料の徴収に関すること。
- 国土利用計画法(昭和 49 年法律第 92 号)に基づく届出等に関すること。
- 優良宅地の認定に関すること。
- 宅地造成及び建築計画の指導に関すること。
- 都市計画に係る測量に関すること。
- 道路位置の指定に関すること。
- 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和 47 年法律第 66 号)に基づく土地売買の届出及び土地買取りの申出に関すること。
- 土地区画整理に関すること。
- 都市景観形成に関すること。
- 屋外広告物に関すること。
- 都市計画審議会に関すること。
- 開発審査会に関すること。
- 都市環境の創造及び保全に関する審議会に関すること。

(2) 監査対象とした事業の概要

都市計画課が行う監査対象とした平成 30 年度の事業は以下のとおりである。

【図表 28】 監査対象事業一覧(都市計画課)

No	事業名又は監査対象項目	内容
1	都市景観形成事業	屋外広告物関連事務として、屋外広告物の許可、登録、違法屋外広告物の指導などを行う。
2	景観重要建造物等保存事業費補助金	伝統的な町家など歴史的建造物や樹木等を景観づくりに重要な資源と位置づけ、修理や修景等に対し、補助することにより保存を図る。

No	事業名又は監査対象項目	内容
3	都市計画図更新経費	秋田市まちづくり地図情報システム(都市計画図等閲覧システム)の基図データ、都市計画総括図及び国土基本図を更新する。
4	コンパクトシティに関連する施策と秋田市立地適正化計画(平成30年3月)について	秋田市は、今後の人口減少、少子高齢化社会を見据え、「都心・中心市街地」と「6つの地域中心」を核とした多核集約型のコンパクトシティ形成を目指しており、その実施計画となる秋田市立地適正化計画を策定している。

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

(3)職員の状況

職員の状況は以下のとおりである。

【図表 29】職員の構成(都市計画課)(単位：人)

区分	正規職員				非正規職員
	課長	課長補佐	副参事	その他	再任用
都市計画課	1	-	-	-	-
計画担当	-	-	1	5	-
都市環境担当	-	-	1	4	1
開発指導担当	-	-	(注)1	5	-
合計	1	-	3	14	1

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成(平成30年4月1日現在)

(注)開発指導担当のうち、計画担当との兼務1人

2-2 監査の結果

(1)屋外広告物管理システムについて

屋外広告物管理システムの内容

都市景観形成事業の屋外広告物関連事務では、屋外広告物管理システムを使用している。屋外広告物管理システムは老朽化により保守に支障をきたす可能性があることから、平成 29 年度にシステムの更新を行った。当該システムの賃借期間は、平成 30 年 1 月から令和 4 年 12 月までの 5 年間で、賃借料は、総額 6,583,680 円(うち、平成 30 年度 1,316,736 円)である。

屋外広告物管理システムの契約の方法について【意見 8】

屋外広告物管理システムの契約の方法は、随意契約であり、随意契約の理由は以下のとおりである。

秋田市屋外広告物管理システムは、平成 9 年の事務移譲に伴い本市が独自に開発したシステムであり、屋外広告物管理業務に欠かせないものである。

本業務にあたっては、これまで当該システムの構築から改修・点検作業まで一連の作業に携わり、その仕様及び構成等に精通している Y 株式会社以外では対応が困難である。

また、同社は、システムに不具合が発生した際は、システム開発元として、ハード・ソフトの両面において保守人員を配置しており、迅速な対応が可能である。

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

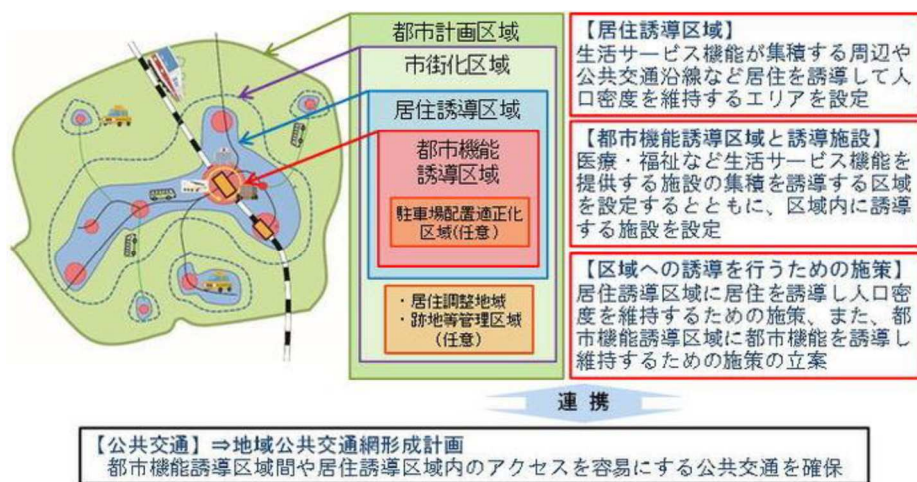
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、契約の性質又は目的が競争入札に適しないものとするときに該当するものとしている。既存の屋外広告物管理システムの開発依頼をした相手先であるし、その後もシステムの改修を行ってきたのであるから、契約の相手方のひとりとして適切な相手先であるとはいえる。

しかし、屋外広告物の管理を行っているのは秋田市だけではなく、当然に、他の自治体も同様のシステムを使用している可能性はある。このような状況において、既存の屋外広告物管理システムの後継システムを使用し続ける必要性もなく、システムの更新を機会に、他のシステムを使用する可能性も検討すべきであったと考える。また、他のシステムを使用する可能性がある場合には、複数年契約を前提として、一般競争入札や公募型プロポーザル方式などの方法で、競争性を発揮させるべきである。

(2)秋田市立地適正化計画と自然災害の可能性のある地域との整合性について

秋田市立地適正化計画と居住誘導区域

秋田市立地適正化計画(平成 30 年 3 月)は、第 6 次秋田市総合都市計画において、目指すべき将来都市構造として掲げた「都心・中心市街地」と「6 つの地域中心」を核とした多核集約型の都市構造を実現するための実施計画であり、都市機能や居住機能の誘導により、コンパクトシティ形成に向けた取り組みを推進しようとするものである。



(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

この計画のなかで、居住誘導区域は、生活サービス機能が集積する周辺や公共交通沿線などに居住を誘導して人口密度を維持するエリアとして設定されるものである。

古川流域の総合的な治水対策協議会

秋田市の仁井田地区では、記録的な豪雨や耕作地の開発による市街化等により、雨水の流出量が増加してきていることから、浸水被害が頻発している。これまでも、平成 7 年、平成 10 年、平成 14 年と宅地や道路が浸水した。その後も、平成 25 年や平成 29 年には、古川沿川で浸水被害が発生しているほか、古川排水樋門上流の国道 13 号でも道路冠水が発生し、通行止めが起きている状況である。

秋田市としては、古川沿川などで懸念されている浸水被害を軽減するため、必要なソフト対策やハード対策について、詳細な検討・設計に着手したいと考えている。これらを進めるにあたっては、対策内容の確認と共に国・県・市の 3 者が一体となって、浸水対策に対する役割を確認し、分担して対応していくことが必要と考えている。

このような背景のなかで、秋田市が管理する普通河川古川における流域の治水対策について、国・県・市の3者による「古川流域の総合的な治水対策協議会」が開催され、浸水被害要因の把握や対応方法などが検討されている。道路建設課の所管であるが、平成30年8月の第1回目の協議会から始まり、令和元年12月に第5回目の協議会が開催されている。

秋田市立地適正化計画とハザードマップの整合性について【意見9】

古川の浸水被害地域をみると、秋田市立地適正化計画の居住誘導区域と重なっている。古川における流域については、今後の治水対策で浸水被害が解消されるとしても、このような浸水被害が頻発しうる地域は、居住を誘導して人口密度を維持するエリアとしてふさわしいものではないといえる。

同様に、ハザードマップによる被害予測地域と居住誘導区域をみると重複している地域がある。

立地適正化計画は、おおむね20年先を見据えて作成されるもので、5年毎に更新していくものである。自然災害が想定される地域は居住を誘導して人口密度を維持するエリアとしてふさわしいものではないという観点から、立地適正化計画における居住誘導区域の見直しを進めていく必要があると考える。

3. 秋田駅東地区土地区画整理事務所

3-1 秋田駅東地区土地区画整理事務所の概要

(1) 所管事務の概要

秋田駅東地区土地区画整理事務所は以下の業務を担っている。

秋田都市計画事業秋田駅東地区土地区画整理事業及び秋田駅西北地区土地区画整理事業に関すること。

秋田都市計画事業秋田駅東地区土地区画整理事業及び秋田駅西北地区土地区画整理事業に伴う負担金及び清算金の徴収に関すること。

土地区画整理審議会に関すること。

土地区画整理評価員に関すること。

(2) 監査対象とした事業の概要

秋田駅東地区土地区画整理事務所が行う監査対象とした平成 30 年度の事業は以下のとおりである。

【図表 30】 監査対象事業一覧(秋田駅東地区土地区画整理事務所)

No	事業名	内容
1	秋田駅東第三地区土地区画整理事業	秋田駅周辺の道路・公園等の整備と密集市街地の宅地の整序を行うことで、良好かつ健全な市街地の形成を図るとともに、交通網を形成する。
2	秋田駅西北地区土地区画整理事業	秋田市の都心部にふさわしい機能形成を図るための都市基盤整備を行う。

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

(3)職員の状況

職員の状況は以下のとおりである。

【図表 31】職員の構成(秋田駅東地区土地区画整理工事事務所)(単位：人)

区分	正規職員				非正規職員
	課長 (所長)	課長補佐	副参事	その他	再任用
秋田駅東地区土地区画 整理工事事務所	1	-	-	-	-
計画工事担当	-	-	(注 1)1	(注 2)5	-
換地担当	-	-	(注 1)1	(注 2)4	1
補償担当	-	-	1	(注 2)6	-
合計	1	-	2	12	1

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成(平成 30 年 4 月 1 日現在)。

(注 1)換地担当のうち、計画工事担当との兼務 1 人

(注 2)計画工事担当のうち、補償担当との兼務 1 人、換地担当のうち、計画工事担当との兼務 2 人

3-2 監査の結果

(1)秋田駅東第三地区土地区画整理事業及び秋田駅西北地区土地区画整理事業について

事業の目的

ア．秋田駅東第三地区土地区画整理事業

本地区は、JR 秋田駅の北東に位置し、戸建て住宅を中心に急激に市街化が進んだ地域であるが、その多くは農道や私道を利用した宅地で、公共施設の未整備と共にスプロール化が著しい区域となっている。このため、本事業において、道路・公園等の都市基盤施設の整備と敷地の整序を行い、良好かつ健全な市街地の形成を図るものである。

イ．秋田駅西北地区土地区画整理事業

本地区は、JR 秋田駅の西北に位置し、商店等の小売店舗を中心に市街地が形成された地域であるが、駅前地区でありながら戸建て住宅が混在する他、鉄道跡地等の大規模空閑地があり、低密度の土地利用となっている。このため、本事業において、道路・公園等の都市基盤施設の整備と敷地の整序を行い、駅周辺にふさわしい良好かつ健全な市街地の形成を図るものである。

事業の内容

ア．秋田駅東第三地区土地区画整理事業

秋田駅東第三地区土地区画整理事業の概要は以下のとおりである。

施行地区の面積	45.5ha
事業期間	平成 5 年度～令和 12 年度 (38 年間：ただし、清算期間を含まない。)
総事業費	483 億円
平均減歩率	20.43%
公共施設	都市計画道路：9 路線（総延長 3,463m） 区画道路：98 路線（総延長 10,378m） 公園：7 か所（面積 1.4ha）

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

イ．秋田駅西北地区土地区画整理事業

秋田駅西北地区土地区画整理事業の概要は以下のとおりである。

施行地区の面積	5.8ha
事業期間	平成 6 年度～令和 10 年度 (35 年間：ただし、清算期間を含まない。)
総事業費	149 億円
平均減歩率	22.05%
公共施設	都市計画道路：4 路線（総延長 1,159m） 区画道路：9 路線（総延長 576m） 公園：1 か所（面積 0.17ha）

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

事業費の予算と決算額

ア．秋田駅東第三地区土地区画整理事業

【図表 32】過去 3 年の事業費の内訳

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
最終予算	2,773,947	2,540,268	3,197,093
決算	2,462,688	1,462,200	2,196,296
一般会計繰入金	1,584,110	770,694	1,223,984

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

イ．秋田駅西北地区土地区画整理事業

【図表 33】過去 3 年の事業費の内訳

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
最終予算	659,292	240,378	119,310
決算	551,033	142,820	92,561
一般会計繰入金	249,106	59,425	45,818

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

平成 30 年度決算額の主な内訳

ア．秋田駅東第三地区土地区画整理事業

【図表 34】平成 30 年度の決算額の内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
報酬	138	土地区画整理審議会委員報酬
共済費	156	
賃金	1,113	臨時職員賃金
旅費	573	
需用費	6,047	建物修繕料他
役務費	2,684	し尿汲み取り手数料、管理用地除草業務他
委託料	108,459	移転物件調査委託料他
工事請負費	101,704	都市計画道路工事費他
負担金、補助及び交付金	276	
公課費	45	
補償、補填及び賠償金	1,975,095	移転補償費
合計	2,196,296	

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

イ．秋田駅西北地区土地区画整理事業

【図表 35】平成 30 年度の決算額の内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
旅費	138	
需用費	947	
役務費	243	
委託料	2,773	道路融雪設備詳細設計業務委託他
使用料及び賃借料	254	
工事請負費	15,894	都市計画道路工事費他

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	61,078	千秋山崎こ道橋詳細設計負担金
補償、補填及び賠償金	11,230	電気通信線路設備移転工事補償他
合計	92,561	

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

事業の実績

ア．秋田駅東第三地区土地区画整理事業

秋田駅東第三地区土地区画整理事業は宅地総面積 314,416.13 m²、総画地数 1,147 画地であるが、平成 30 年度末までにおいて、仮換地指定された面積は累計で 208,255.39 m²(進捗率 66.2%)、画地数で 760 画地(進捗率 66.2%)である。また、使用収益が開始された面積は累計で 161,612.92 m²(進捗率 51.4%)、画地数で 627 画地(進捗率 54.6%)である。

【図表 36】平成 30 年度における仮換地指定の状況

区分	面積	画地数
平成 30 年度	20,102.61 m ²	76 画地
平成 30 年度までの累計	208,255.39 m ² (進捗率 66.2%)	760 画地 (進捗率 66.2%)
宅地総面積/総画地数	314,416.13 m ²	1,147 画地

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

【図表 37】平成 30 年度における使用収益開始の状況

区分	面積	画地数
平成 30 年度	8,038.78 m ²	32 画地
平成 30 年度までの累計	161,612.92 m ² (進捗率 51.4%)	627 画地 (進捗率 54.6%)
宅地総面積/総画地数	314,416.13 m ²	1,147 画地

(出所)秋田市提出資料より監査人が作成

イ．秋田駅西北地区土地区画整理事業

秋田駅西北地区土地区画整理事業は宅地総面積 33,226.97 m²、総画地数 110 画地であるが、平成 30 年度末までにおいて、仮換地指定された面積は累計で 32,272.29 m²(進捗率 97.1%)、画地数で 108 画地(進捗率 98.1%)である。また、使用収益が開始された面積は累計で 21,929.45 m²(進捗率 66.0%)、画地数で 84 画地(進捗率 76.3%)である。

【図表 38】平成 30 年度における仮換地指定の状況

区分	面積	画地数
平成 30 年度	0.0 m ²	0 画地
平成 30 年度までの累計	32,272.29 m ² (進捗率 97.1%)	108 画地 (進捗率 98.1%)
宅地総面積/総画地数	33,226.97 m ²	110 画地

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

【図表 39】平成 30 年度における使用収益開始の状況

区分	面積	画地数
平成 30 年度	0.0 m ²	0 画地
平成 30 年度までの累計	21,929.45 m ² (進捗率 66.0%)	84 画地 (進捗率 76.3%)
宅地総面積/総画地数	33,226.97 m ²	110 画地

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

土地区画整理事業の現状についての市民への丁寧な情報提供について【意見 10】

秋田駅東第三地区土地区画整理事業は昭和 42 年に都市計画決定され、当初事業計画は平成 6 年 3 月に決定の公告が出されている。当初の事業計画においては、施行期間は平成 5 年度から平成 19 年度までの 15 年間(清算期間を含まず。)とされ、総事業費は 241 億円であった。その後、4 回にわたり事業計画及び実施計画が変更されており、現在の施行期間は平成 5 年度から令和 12 年度までの 38 年間に延長され、総事業費は 483 億円と当初の 2 倍にまで増加している。これまでの変更の変遷は下表のとおりである。

【図表 40】秋田駅東第三地区土地区画整理事業計画等の変遷

区分	主な変更点	主な変更理由
平成 6 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行期間：平成 19 年度まで ・ 総事業費：241 億円 	当初計画

区分	主な変更点	主な変更理由
第1回変更 平成8年1月	・総事業費：321億円へ増額 (80億円の増加)	実施設計の工事費精査による増額
第2回変更 平成13年2月	・事業施行期間の延長 (平成24年度まで5ヶ年延長) ・総事業費：423億円へ増額 (102億円の増加)	全体の換地設計(宅地の移転先)が決まり、建物移転及び支障物移設に要する費用及び期間を精査したことによる施行期間の延長及び総事業費の増額
第3回変更 平成25年3月 (注)	・事業施行期間の延長 (平成42年度まで18ヶ年延長)	過年度の実施状況を踏まえ、事業スケジュールを精査したことによる施行期間の延長
第4回変更 平成31年4月	・総事業費：483億円へ増額 (60億円の増加)	都市計画道路千秋山崎線について詳細設計を行った結果の工事費の増額、補償内容の精査と詳細な積み上げを行った結果の物件移転補償費等の増額

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

(注)社会資本整備総合交付金制度への移行等に伴い資金計画が見直されたが、総事業費の変更なし

また、秋田駅西北地区土地区画整理事業は平成5年に都市計画決定され、当初事業計画は平成6年7月に決定の公告が出されている。当初の事業計画においては、施行期間は平成6年度から平成15年度までの10年間(清算期間を含まず。)とされ、総事業費は100億円であった。その後、事業計画が5回、実施計画が4回にわたり変更されており、現在の施行期間は平成6年度から令和10年度までの35年間に延長され、総事業費も149億円と当初の1.5倍程度にまで増加している。これまでの変更の変遷は下表のとおりである。

【図表 41】秋田駅西北地区土地区画整理事業計画等の変遷

区分	主な変更点	主な変更理由
平成6年7月	・施行期間：平成15年度まで ・総事業費：100.55億円	当初計画

区分	主な変更点	主な変更理由
第1回変更 平成9年12月	・総事業費：120億円へ増額 (19.45億円の増加)	都市計画道路千秋山崎線の鉄道横断部の概略設計を行い、工事費を精査したことによる総事業費の増額
第2回変更 平成13年11月	・事業施行期間の延長 (平成19年度まで4ヶ年延長) ・総事業費：131億円へ増額 (11億円の増加)	事業の進捗状況等による施行期間の延長 工事費を精査したことによる総事業費の増額
第3回変更 平成19年3月	・事業施行期間の延長 (平成26年度まで7ヶ年延長)	事業の進捗状況等による施行期間の延長
第4回変更 平成27年3月	・事業施行期間の延長 (平成34年度まで8ヶ年延長)	都市計画道路千秋山崎線の整備計画に合わせ、事業スケジュールを精査したことによる施行期間の延長
第5回変更 平成31年4月	・事業施行期間の延長 (令和10年度まで6ヶ年延長) ・総事業費：149億円へ増額 (18億円の増加)	都市計画道路千秋山崎線の鉄道横断部の詳細設計及び道路詳細設計を行い、事業スケジュールと工事費を精査したことによる施行期間の延長と総事業費の増額

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

現在、秋田市で実施している土地区画整理事業は、秋田駅東第三地区土地区画整理事業及び秋田駅西北地区土地区画整理事業の両地区のみである。両地区ともに施行期間が長期にわたるとともに総事業費も多額にのぼるが、その要因の一つとしては、国の社会資本整備総合交付金制度をもとに、事業の実施財源を同交付金と市とで折半して負担しているため、秋田市の財政状況だけではなく、両地区に対して国の同交付金がどれだけ予算措置されるかに、毎年度の進捗が依存する点が挙げられる。

また、既に両地区ともに未着手の施行区域は存在しないことから、秋田市が平成27年に策定した「土地区画整理事業施行区域見直しガイドライン」に基づく見直し対象にも該当しない。これは、土地区画整理事業の進捗に伴い宅地の再配置計画に基づく建物移転等が進んでおり、途中で計画を変更もしくは一部の中止を行った場合、地権者等に与える影響が多岐であることが想定されるためである。

このように、秋田市としては土地区画整理事業の速やかな施行を進めることが主

命題となっているものの、多額の総事業費の約半分は市費で賄われており、両地区ともに、今後においても市費負担が生じることが予定されている。例えば、現時点の事業計画によれば、秋田駅東第三地区土地区画整理事業においては、令和2年度から令和12年度までの11年間の総事業費は15,509百万円であり、市費としては、単独事業も含めて7,810百万円の負担が見込まれている。また、秋田駅西北地区土地区画整理事業においては、令和2年度から令和10年度までの9年間の総事業費は7,259百万円であり、市費としては、単独事業も含めて3,682百万円の負担が見込まれている。このような大規模な事業に対して秋田市民の理解を得るためにも、土地区画整理事業の地権者等だけではなく、秋田市民に対して広く土地区画整理事業の情報を丁寧に提供していくことが必要なものと考え。その際、現状における事業の進捗状況のみならず、将来の資金計画や市の将来負担額の見込等も併せて情報提供することが、このような大規模事業に対する市民の理解を得るための一助となる。また、このような情報提供により様々な議論が生じること想定されるが、これに対して丁寧な説明を行うことにより行政に対する信頼度が増し、今後のまちづくりにかかる様々な施策の実施に際しても寄与するものと考え。

また、土地区画整理事業の開始時点においては、費用便益分析を行い、将来便益が費用を上回ることを確認しているが、制度的に求められていないこともあり、秋田駅東第三地区においては平成22年度を最後に、平成23年度以降実施されていない。両地区ともに事業終了までに10年前後かかることから、5年程度の期間を目途に、定期的に費用便益分析等を実施するとともに、少なくとも最終的な事業完了時においては、長期にわたった事業の実施結果を総括した上で、その意義を市民に説明することも検討することが望まれる。

計画変更のスパンの短縮化について【意見11】

秋田駅東第三地区土地区画整理事業においては、第2回変更から12年が経過した後第3回変更を行い、事業施行期間を18ヶ年延長している。土地区画整理事業においては、特に、計画を変更すべき要件等は定められていないとのことであるが、事業が円滑に進捗していない限り、計画変更までの期間が長期になればなるほど、変更すべき事案をため込むことにつながりかねない。計画変更の可否を関係者や議会に説明する上でも、例えば、10年程度を限度に計画変更の可否を判断し、必要な場合には変更することが望ましいものと考え。

4.住宅整備課

4-1 住宅整備課の概要

(1)所管事務の概要

住宅整備課は以下の業務を担っている。

住宅対策に関すること。

がけ地災害危険住宅の移転に関すること。

優良住宅及び良質住宅の認定に関すること。

長期優良住宅建築等計画の認定等に関すること。

市営住宅の管理及び処分に関すること。

市営住宅の入居者の選考決定に関すること。

市営住宅の使用料の徴収に関すること。

市営住宅の建設に関すること。

特定公共賃貸住宅に関すること。

(2)監査対象とした事業の概要

住宅整備課が行う監査対象とした平成 30 年度の事業は以下のとおりである。

【図表 42】監査対象事業一覧(住宅整備課)

No.	事業名	内容
1	空き家定住推進事業	空き家バンクに登録した空き家を市外から移住した者へ賃貸するために所有者が行う改修等や、登録された空き家を購入又は賃借し、市外から移住した者が行う改修等に係る費用を補助する(中心市街地活性化基本計画区域内及び立地適正化計画居住誘導区域内は、市内在住者による利用の場合も可とする。)。

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

(3)職員の状況

職員の状況は以下のとおりである。

【図表 43】職員の構成(住宅整備課)(単位：人)

区分	正規職員				非正規職員
	課長	課長補佐	副参事	その他	再任用等
住宅整備課	1	-	-	-	-
住宅企画担当	-	-	1	5	4
市営住宅担当	-	-	-	5	-
合計	1	-	1	10	4

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成(平成 30 年 4 月 1 日現在)。

4-2 監査の結果

(1) 空き家定住推進事業について

事業の目的

空き家バンクを利用して定住を希望する者の住環境整備を図り、空き家の利活用による定住を促進するため、秋田市空き家定住推進事業補助金を交付するものである。

事業の内容

平成 30 年度における秋田市空き家定住推進事業補助金の概要は下表のとおりである。なお、平成 31 年 4 月より補助対象住宅の要件を拡大し、一定の条件の下、空き家バンクに登録していない物件についても利用できることとしている。

<p>補助対象者</p>	<p>空き家バンクに登録された空き家を購入又は賃借し、市外から移住するため、増改築やリフォーム工事を行う者。ただし、中心市街地活性化基本計画区域内及び立地適正化計画の居住誘導区域内の登録物件の場合は、秋田市内在住者も利用可能。(注 1)</p> <p>空き家バンクに登録した空き家を市外から移住する方に賃貸するため、増改築やリフォーム工事を行う空き家の所有者。ただし、中心市街地活性化基本計画区域内及び立地適正化計画の居住誘導区域内の登録物件の場合は、秋田市内在住者に賃貸する場合も利用可能。東日本大震災に起因して避難し、現に秋田市内に居住している者。</p>
<p>補助対象住宅</p>	<p>空き家バンクに登録された空き家であり、次のいずれにも該当すること。</p> <p>申請する日から起算して 1 年前の日までの間に、所有者と売買契約もしくは賃貸借契約が成立し、又は売買契約もしくは賃貸借契約の締結について、同意が得られている空き家であること。</p> <p>空き家の購入又は賃貸借に関して、秋田市多世帯同居・近居推進事業補助金交付要綱による補助金を受けていない者又は受ける予定の無い者。</p>
<p>補助対象工事</p>	<p>次のいずれにも該当する工事。</p> <p>空き家に定住するために必要な本体工事</p> <p>秋田市内に本店、支店及び営業所等を有する建設業者等が施工する工事</p> <p>平成 30 年度内に完成する工事(注 2)</p>

補助額	空き家の購入による定住の場合 対象工事費の2分の1で上限額 100 万円 (中心市街地活性化基本計画区域内及び立地適正化計画の居住誘導区域内の物件を購入した秋田市内在住者は上限額 50 万円) 空き家の賃貸借による定住の場合 対象工事費の2分の1で上限額 30 万円 (中心市街地活性化基本計画区域内及び立地適正化計画の居住誘導区域内の物件を秋田市内在住者が賃借する場合、又は秋田市内在住者へ賃貸する場合は上限額 20 万円) (注 3)
-----	---

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

(注 1)「市外から移住」とは、秋田市外に1年以上居住し、申請する年度の前2年度までに秋田市内に転入することを言う。また、市外から移住する者又は市内在住者が対象者の場合、交付決定後、購入では3年、賃借では5年以上の対象住宅への居住が条件となる。

(注 2)以下の工事は対象とならない。

- ・敷地造成、門、塀その他の外構工事
- ・物置、車庫等の附属設備の修繕、設置工事等
- ・その他、補助金の交付が適当でないと認められる工事等

(注 3)本件補助金の交付を受けられるのは、事業年度又は補助金額に関わらず、一つの住宅について1回限りである。

事業費の予算と決算額

【図表 44】過去3年の事業費の内訳

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
最終予算	12,415	12,363	12,208
決算	10,243	11,589	11,673
一般財源	7,993	9,789	9,923

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

平成 30 年度決算額の主な内訳

【図表 45】平成 30 年度の決算額の内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度決算額	主な内容
報酬	6,480	嘱託職員報酬
共済費	801	同共済費
需用費	2	
負担金、補助及び交付金	4,389	秋田市空き家定住推進事業補助金
合計	11,673	

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

事業の実績

本件事業は平成 27 年度に開始されたものであり、これまでに累積で 17 件に対して補助金を交付している。平成 30 年度の実績は全て空き家の購入に伴うものであり、市外からの移住によるものが 3 件(2,889 千円)、市内在住者によるものが 3 件(1,500 千円)の計 6 件(4,389 千円)であった。

【図表 46】補助金交付実績の推移

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
購入(市外)	1,000 千円 (1 件)	5,000 千円 (5 件)	4,000 千円 (4 件)	2,889 千円 (3 件)
購入(市内)	-	-	-	1,500 千円 (3 件)
賃貸借(市外)	-	-	192 千円 (1 件)	-
賃貸借(市内)	-	-	-	-

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

(注)区分の種別は以下のとおり。

- ・「購入(市外)」: 空き家を購入し、市外から移住。
- ・「購入(市内)」: 空き家を購入し、秋田市内在住者が移住。
- ・「賃貸借(市外)」: 空き家を賃貸し、市外から移住。
- ・「賃貸借(市内)」: 空き家を賃貸し、秋田市内在住者が移住。

立地適正化計画により焦点を当てた補助額の設定について【意見 12】

秋田市においては、平成 30 年 3 月に「秋田市立地適正化計画」が策定されており、地域中心とその周辺、公共交通沿線等に居住を誘導して人口密度を維持する「居住誘導区域」が設定されている。これに沿う形で、本件補助金においても、秋田市内在住者の場合、従前は秋田市中心市街地活性化基本計画区域内の物件に限り交付対象となっていたものを、秋田市立地適正化計画の居住誘導区域内の物件においても利用可能としている。

本件補助金の本来の趣旨は、空き家の利活用による秋田市外在住者の市内転入の促進であるが、まちづくりの前提としてコンパクトシティを目指し、居住誘導区域を設定していることから、その誘導をより促進するため、居住誘導区域の物件に補助対象を限定した上で、補助金額を増加させること等を検討することが有用なものとする。

空き家バンクに登録できない空き家に対する対策の強化について【意見 13】

本件補助金は平成 31 年 4 月より補助対象住宅の要件を拡大し、一定の条件下、空き家バンクに登録していない物件についても利用できることとしているが、そもそもは空き家バンクの利用促進を図るための補助金である。空き家バンクは、平成 26 年 4 月に策定された「秋田市空き家対策基本方針」において、利活用による既存の空き家数の削減を目的として平成 27 年度に新設されたものである。監査時点の令和元年 10 月 8 日時点においては、これまでに累計で 128 件の物件が登録され、その内の 110 件について売買契約もしくは賃貸借契約が締結されており、その成約率は 85.9%にのぼる。一方、この 5 年間に於いて空き家バンクに登録申請があったものの、事前の相談において登録を取り下げた事案(登録前取下げ)が 53 件、検討中のまま登録に至らない事案(検討中)が 35 件存在する。これは、空き家バンクは売買等の成約の見込みがある物件を登録する制度であることから、現地調査等の結果、物件の所在地や状態等によって成約の見込みが無い物件については、所有者に登録の意向があったとしても登録に至らないためである。

【図表 47】空き家バンクの実績の推移

区分	登録				登録外
	登録手続	登録後 取下	実登録数 -	成約件数	
平成 27 年度	27	0	27	11	32
平成 28 年度	25	2	23	25	26
平成 29 年度	34	1	33	25	37
平成 30 年度	33	0	33	28	25
令和元年度	14	2	12	21	22
合計	133	5	128	110	142

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

(注)成約件数には過年度の登録分も含まれる。

(注)登録外には、「登録前取下げ」、「登録後取下げ」、「調査中」、「検討中」が含まれる。

また、秋田市内の空き家の状況は、「秋田市空き家対策基本方針」策定時に全市域を対象に実施された調査(調査期間：平成 24 年 11 月～平成 25 年 3 月)が行われ、その後は、防災安全対策課において件数の把握がなされている。これによれば、基本方針策定時には市内で 3,041 件であった空き家が、令和元年においては、3,279 件と 238 件増加している(増加率 7.8%)。このうち、屋根、外壁及び傾きについて全て問題のない空き家は 2,620 件存在している状況にある。この全てを空き家バンクで対応する訳ではないが、空き家バンクでは対応できていない空き家が相当数にのぼるものと言える。

【図表 48】地域別空き家件数

区分	空き家件数				
		A ランク	B ランク	C ランク	D ランク
中央地域	802	655	129	12	6
東部地域	573	462	101	6	4
西部地域	305	246	55	1	3
南部地域	308	261	42	3	2
北部地域	987	797	175	7	8
河辺地域	220	154	54	4	8
雄和地域	84	45	33	2	4
合計	3,279	2,620	589	35	35

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

(注)A ランク：屋根、外壁及び傾きについて全て問題が無いもの。

B ランク：A、C、D 以外のもの。

C ランク：建物の一部に傾きがある。屋根及び外壁の面の一部に剥離があるもの。面全体に破損(ひび割れ等)があるもの。

D ランク：建物の全体に傾きがある。屋根の 1/2 以上に陥没もしくは剥離があるもの。外壁の 1/2 以上に脱落もしくは剥離があるもの。

空き家バンクや民間の不動産業者の紹介等により、成約見込みがあり流通性のある空き家については受け皿が構築されているが、ここから漏れてしまう物件については、現状、多くが利活用されないまま空き家の状態になってしまっているものと言え、今後、空き家バンクに登録できない空き家に対する対策を強化することが重要なものとする。特に、空き家になってしまってからでは老朽化が進んだり、取り壊しの費用負担の調整が困難であったりすることも多いことから、空き家になる前の段階での対策がより有用なものとする。

秋田市においても、平成 30 年度より空き家相談会を開催しており、令和元年度は年 2 回の開催を予定しているが、今後、相談会だけではなく、例えば、京都市の「地域の空き家相談員」のように、所定の研修等を受講した不動産業者を「地域の空き家相談員」として登録し、空き家所有者や地域住民が、空き家に関して気軽に相談できる体制を整備することや、空き家の活用流通を促進することを目的に、空き家を活用又は流通しようとする空き家所有者等に対して、空き家の劣化状況の診断や活用・流通等に関する助言や提案等を行う専門家(建築士及び地域の空き家相談員)を派遣する制度等も考えられる。また、空き家対策は空き家となる前からの早目の対策が有用であることから、相談窓口等を充実させるだけではなく、市だけではなく不動産業者等といった関連事業者を通して、空き家となってしまった場合

の課題や不利益等を市民に広く認知してもらい、早目の対応策を取るよう促すことが必要である。

いずれにしても、現状、空き家バンクだけでは対応しきれない空き家について、対策を強化することが必要なものとする。

5. 防災安全対策課

5-1 防災安全対策課の概要

(1) 所管事務の概要

防災安全対策課は以下の業務を担っている。

- 防災その他の市民の安全に係る危機管理に関すること。
- 防災会議に関すること。
- 地域防災計画に関すること。
- 防災訓練に関すること。
- 自主防災組織の育成、指導に関すること。
- 防災施設及び設備の整備計画に関すること。
- 災害予防及び災害応急対策に関する連絡調整に関すること。
- 災害情報及び被害情報の収集及び報告に関すること。
- 国民保護協議会に関すること。
- 国民の保護に関する計画及び国民の保護のための措置に関すること。
- 課の予算経理に関すること。

(2) 監査対象とした事業の概要

防災安全対策課が行う監査対象とした平成 30 年度の事業は以下のとおりである。

【図表 49】 監査対象事業一覧(防災安全対策課)

No	事業名	内容
1	老朽危険空き家等対策経費	市内の空き家のうち、特に危険度の高い空き家について、倒壊や資材の飛散等による事故を未然に防止するため、所有者の調査、危険回避のための緊急安全措置の実施及び除去費への補助金の交付を行う。

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

(3)職員の状況

職員の状況は以下のとおりである。

【図表 50】職員の構成(防災安全対策課)(単位：人)

区分	正規職員				非正規職員
	課長	課長補佐	副参事	その他	嘱託職員等
防災安全対策課	3	0	2	9	2

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成(平成 30 年 4 月 1 日現在)

5-2 監査の結果

(1) 老朽危険空き家等対策経費について

事業の目的

老朽化した危険度の高い空き家等の所有者に対して、関係法令に基づく適正管理の指導等を行うことにより、倒壊等による事故を未然に防止し、もって市民の安全で安心な暮らしの実現を図る。

事業の内容

- ・ 危険な空き家等の緊急安全措置
強風時に剥離しやすいトタン屋根等の飛散防止等、緊急性が高い場合に所有者の特定の有無にかかわらず、危険回避のため必要最小限の応急措置を行う。
- ・ 危険な空き家等の所有者調査委託
相続人が多数いる等、所有者の特定が困難な事案について、空き家等の所有者調査を委託する。
- ・ 危険な空き家等の除却費に対する補助金の交付
空家法等の関係法令に基づく指導等に従って、空き家等の除却や廃材等の運搬・処理を行う空き家等の所有者に対し、50万円を限度にその費用の1/2を補助する。

事業費の予算と決算額

【図表 51】 過去 3 年の事業費の内訳

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
最終予算	4,871	2,427	3,319
決算	2,879	1,181	1,689
一般財源	2,879	1,181	1,689

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

平成 30 年度決算額の主な内訳

【図表 52】平成 30 年度の決算額の内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度決算額	主な内容
役務費	154	
委託料	85	行政書士への空き家等所有者調査委託料
負担金、補助金	1,450	
合計	1,689	

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

特定空き家等に対する措置について【意見 14】

空家等対策の推進に関する特別措置法第 14 条において、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等(以下「特定空き家等」という。)に対する具体的措置が規定されている。

2019 年 9 月に公表された総務省「平成 30 年住宅・土地統計調査」によると、秋田市の 2018 年 10 月 1 日現在の空き家数は 20,840 戸であり、今後も増加することが考えられ、特定空き家等に認定される空き家等が出てくると推測される。

的確な権限行使を可能とするため、秋田市においても、「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(平成 27 年 5 月 26 日, 国土交通省・総務省)を参考にし、地域特性を踏まえた特定空き家の認定に関するマニュアルを作成しておく必要があると考えられる。

早期段階で解体することへの支援について【意見 15】

秋田市では、平成 24 年 11 月～平成 25 年 3 月に、市全体を調査対象とし、調査員の外観目視により、空き家を危険度によって ABCD の 4 つのランクに分類した。秋田市では、これにより C 及び D ランクに分類された空き家を老朽危険空き家等の対策経費の対象としている。4 つの分類基準は以下のとおりである。

ランク	分類基準
A	屋根、外壁及び傾きについて全て問題が無いもの
B	A、C、D以外のもの
C	建物の一部に傾きがある。屋根及び外壁の面の一部に剥離があるもの。面全体に破損(ひび割れ等)があるもの
D	建物の全体に傾きがある。屋根の1/2以上に陥没もしくは剥離があるもの。外壁の1/2以上に脱落もしくは剥離があるもの

調査件数は、123,008件であり、そのうち空き家件数は3,041件、そのうち、Cランクは46件、Dランクは42件であった。秋田市は調査実施後、住民からの苦情等や見回りの実施により、C又はDランクへの変更等を検討しており、平成30年度の空き家件数は3,279件、そのうちCランクは35件、Dランクは35件となっている。C及びDランクに分類される空き家は減少しているが、空き家数は増加しており、解体されることなく空き家の状態が続くと、いずれC又はDランクへの変更がされると考えられる。

秋田市では、A及びBランクの空き家については、空き家バンクを運用することで、空き家の利活用を促し、空き家数の削減を図っており、C及びDランクの空き家を解体撤去する者に補助金を交付している。

しかし、実際には、A及びBランクの空き家の所有者も、利活用するのではなく、解体してしまいたいという資金が不足しているという場合がある。C及びDランクに分類される老朽危険空き家等の増加を未然に防止する観点から、A及びBランクの空き家についても、解体費用に対する補助金等の支援の検討が必要と考える。

空き家の維持管理について【意見16】

空き家等には、所有者等の自らの利用、販売目的保有、賃貸目的保有等がなされないために、管理が放棄されているものがある。空き家等は管理されない状態が長期化すると劣化が進み、結果として特定空き家等となってしまふ。そこで、特定空き家等となることを回避するために、空き家等を維持していく措置が必要となると考える。

維持管理は所有者等が自身で実施すべきであるが、遠方であること等の理由により自身で実施することが困難である場合もある。空き家等の維持管理サービスを有料で提供する専門業者等もあるため、専門業者等の情報提供や専門業者等の維持管理サービス費用に対する補助金等の支援の検討が必要と考える。

6. 商工貿易振興課

6-1 商工貿易振興課の概要

(1) 所管事務の概要

商工貿易振興課は以下の業務を担っている。

商業の振興に関すること。

中小企業及び中小企業団体の育成指導に関すること。

融資の相談及びあっせんに関すること。

商店及び商店街の育成指導に関すること。

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)に基づく届け出等に関すること。

鉱工業等の振興に関すること。

鉱業権に関すること。

設備投資資金等の融資の相談及びあっせんに関すること。

貿易の振興に関すること。

港湾の整備及び利用の促進に関すること。

漂流物(河川における漂流物除く。)の処理に関すること。

創業支援に関すること。

中小企業振興推進会議に関すること。

関係機関及び諸団体との連絡調整に関すること。

(2) 監査対象とした事業の概要

商工貿易振興課が行う監査対象とした平成 30 年度の事業は以下のとおりである。

【図表 53】 監査対象事業一覧(商工貿易振興課)

No	事業名	内容
1	中心市街地商業集積促進事業	第 2 期秋田市中心市街地活性化基本計画及び中心市街地活性化アクションプランのエリア内において、中小企業者の空き店舗等への新規出店に際し、融資あっせん及び補助により商業集積を促進する。
2	商店街振興事業	地域の特色を活かした魅力ある商店街づくりを、各種施策により総合的に支援する。
3	商店街空き店舗対策事業	秋田市立地適正化計画における都市機能誘導区域内及び秋田市商店街連盟に加盟する商店街において、中小企業者の空き店舗等への新規出店に際し、補助制度により商業集積を促進する。

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

(3) 職員の状況

職員の状況は以下のとおりである。

【図表 54】 職員の構成(商工貿易振興課)(単位：人)

区分	正規職員				非正規職員
	課長	課長補佐	副参事	その他	嘱託職員等
商工貿易振興課	2	1	1	7	3

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成(平成 30 年 4 月 1 日現在)

6-2 監査の結果

(1) 商店街振興事業について

事業の目的

地域の特色を活かした魅力ある商店街づくりを、各種施策により総合的に支援するものである。

事業の内容

- ・ 商店街振興事業資金貸付事業
商店街が各種事業を実施する際に「つなぎ資金」として無利子で一時貸付し、資金繰りを支援するものである。
- ・ 商店街ソフト事業
補助対象者が実施する事業に対して補助することにより、地域の特色を活かした商店街づくりを促進し、商店街の競争力を強化するものである。

補助対象者	秋田市商店街連盟に加盟する商店街、複数の商店街、秋田市商店街連盟、秋田商工会議所、河辺雄和商工会その他市内の商業関係者またはこれらによって構成される団体
補助対象事業	各種イベント、オリジナル商品開発、商店街 HP 作成、イルミネーション等
補助金の額	対象事業費の 20% 以内、限度額 25 万円。ただし、商店街の個性創出や地域課題解決に資する事業等については、対象事業費の 30% 以内、限度額 40 万円

(出所) 秋田市作成資料により監査人が作成

- ・ 商店街街路灯等電気料補助事業
市の補助事業として補助対象者が共同で設置した街路灯等の電気料について補助金を交付し、夜でも明るい商店街づくりを支援し、来街者の利便性の向上、交通安全、防犯等を図ることにより、商店街の振興を促進する。

補助対象者	商店街振興組合、法人格を有しない商店街団体、商店街内において商店街街路灯等の設置及び管理を行うことを目的に組織した街路灯管理団体商店街等
補助金の額	所定の計算式により算出した年間電気料の 35% 以内

(出所) 秋田市作成資料により監査人が作成

・ 商店街共同施設設置事業

補助対象者が行う公共性の高い商店街環境整備等の共同施設設置事業に対し、商店街等の振興及び公衆の利便性の向上を図り、にぎわいと活力の満ちた商店街づくりを推進する。

補助対象者	経済産業省が募集する地域まちなか活性化・魅力創出支援事業の対象者
補助対象事業	街路灯整備事業、防犯カメラ整備事業、その他の共同施設設置事業
補助金の額	街路灯整備事業：対象事業費の30%以内、限度額400万円 防犯カメラ整備事業：対象事業費の30%、限度額200万円 その他の共同施設設置事業：対象事業費の20%、限度額400万円 ただし、経済産業省が募集する地域まちなか活性化・魅力創出支援事業に採択されたものについては、対象事業費の50%以内、限度額200万円

(出所)秋田市作成資料により監査人が作成

事業費の予算と決算額

【図表 55】過去3年の事業費の内訳

(単位:千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
最終予算	14,484	14,480	14,681
決算	11,251	11,813	13,133
一般財源	5,659	6,022	8,133

(出所)秋田市作成資料により監査人が作成

平成 30 年度決算額の主な内訳

【図表 56】平成 30 年度の決算額の内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	8,133	
貸付金	5,000	商店街振興事業資金貸付
合計	13,133	

(出所)秋田市作成資料により監査人が作成

秋田市商工貿易振興課関係補助金交付要綱について【意見 17】

平成 30 年 5 月 24 日に元気・桜商工振興会より「補助金交付申請書」が提出され、平成 30 年 5 月 29 日に交付決定がなされている。しかし、平成 30 年 11 月 22 日には、東部市民サービスセンターの地域づくり交付金事業における交付金の交付を受けていることを理由に「商店街ソフト事業費補助金辞退届」が提出され、平成 30 年 11 月 29 日に辞退が承認されている。

地域づくり交付金事業における交付金は、国、県、市からの補助金もしくは交付金の交付を受けている事業については、事業の対象となっていないことから、元気・桜商工振興会からの申し出により、辞退届が提出された。本来であれば、事前に地域づくり交付金事業への申請の際に、国、県、市からの補助金もしくは交付金の交付を受けている事業でないことを、東部市民サービスセンターで確認すべきであったが、それがなされていなかった。

秋田市商工貿易振興課関係補助金要綱においては、他の補助金または交付金を受けている事業について、対象外とする旨の記載はない。しかし、他の補助金または交付金との併用が可能であれば、商店街では、実際に支出した事業費以上に補助金の交付を受けることとなる可能性もある。こういった可能性を排除するためにも、秋田市商工貿易振興課関係補助金要綱においても、他の補助金等との併用ができない旨を定める必要があるのではないかと考える。

点灯していない街路灯への補助について【意見 18】

新屋街路灯組合の街路灯の東北電力(株)との契約口数は、72口であるが、約半数については、点灯してない状態である。電気料金には点灯の有無に関わらず、基本料金は発生しており、点灯していない街路灯の基本料金についても、補助金を交付していることとなる。

秋田市では、新屋街路灯組合に対し、街路灯管理状況に係る報告の提出を依頼しているとのことであるが、早急に回答を入手し、必要な修繕等の実施を促す必要があると考えられる。また、適切な対応がなされない場合には、補助金の交付をしないことも検討する必要があると考えられる。

7.公園課

7-1 公園課の概要

(1)所管事務の概要

公園課は以下の業務を担っている。

公園施設の設置許可及び管理許可に関すること(他の所管に属するものを除く。)

公園地の占用許可、使用許可及び使用料の徴収に関すること(他の所管に属するものを除く。)

開発行為に伴う公園及び緑地の帰属引継ぎに関すること。

公園及び緑地の賃貸借契約に関すること(他の所管に属するものを除く。)

秋田県立自然公園条例(昭和33年秋田県条例第38号)に基づく公園事業の執行の認可等に関すること。

公園及び緑地の整備計画及び建設に関すること。

太平山スキー場に関すること。

公園及び緑地の維持管理に関すること(他の所管に属するものを除く。)

植樹及び緑化の推進に関すること。

保存樹に関すること。

緑化街区の指定及び緑地協定に関すること。

空閑地美化の指導に関すること。

アメリカシロヒトリ等の防除対策に関すること。

(2)監査対象とした事業の概要

公園課が行う監査対象とした平成30年度の事業は以下のとおりである。

【図表 57】 監査対象事業一覧(公園課)

No	事業名又は監査対象項目	内容
1	千秋公園整備事業	市民の憩いの場である千秋公園の魅力を高めるため、園内施設の再整備とさくら景観整備を行うほか、平成29年度に改定した千秋公園再整備基本計画の理解と同公園の利用促進を図るため、講演会を開催する。

No	事業名又は監査対象項目	内容
2	吸収源対策公園緑地事業	「緑の基本計画」に基づき、地球温暖化対策の一層の促進を図るため、温室効果ガス吸収源対策に資する公園緑地の再整備(園路及び広場の整備ほか)を行う。 ・牛島西二丁目第二街区公園ほか
3	公園施設長寿命化整備事業	老朽化している公園施設について、公園施設長寿命化計画等に基づき、計画的に更新や修繕を行い、延命化を図る。 ・一つ森公園高圧受変電設備更新、千秋公園胡月池噴水ポンプ更新ほか
4	都市公園バリアフリー化事業	「緑の基本計画」及びエイジフレンドリーシティ行動計画に基づき、園路・広場等を改修し、都市公園施設のバリアフリー化を図る。
5	公共施設管理者負担金	土地区画整理法に基づき、秋田駅東第三地区土地区画整理事業の施行区域内にある都市計画公園の用地取得費用相当額を事業者へ負担する。 なお、事業者は秋田市であり、秋田駅東地区土地区画整理工事事務所が所管部署である。

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

(3)職員の状況

職員の状況は以下のとおりである。

【図表 58】職員の構成(公園課)(単位：人)

区分	正規職員			非正規職員
	課長	副参事	その他	嘱託職員等
公園課	2	1	15	14

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成(平成 30 年 4 月 1 日現在)

7-2 監査の結果

(1) 千秋公園整備事業について

事業の目的

千秋公園再整備基本計画に基づき、これまで継承してきた千秋公園の歴史と、まちの中で育まれてきた自然環境を活かすとともに、誰もが利用しやすい公園づくりを目指し、千秋公園の再整備を行うものである。

事業の内容

市民の憩いの場である千秋公園の魅力を高めるため、園内施設の再整備とさくらの景観整備を行うほか、平成 29 年度に改定した千秋公園再整備基本計画の理解と同公園の利用促進を図るため、講演会を開催する。

- ・市民交流ゾーンの整備(園路整備等)
- ・千秋公園さくら景観整備(樹勢回復)
- ・講演会の開催(さくら再生)

事業費の予算と決算額

【図表 59】過去 3 年の事業費の内訳

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
最終予算	25,654	2,000	24,227
決算	25,451	1,624	24,205
一般財源	3,661	1,624	4,455

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

千秋公園について

千秋公園は、慶長7年(1602年)から、明治2年(1869年)の版籍奉還まで、12代267年間続いた秋田藩20万石佐竹氏の居城、久保田城跡である。

昭和59年(1984年)佐竹氏15代故義榮氏の遺志によって秋田市に寄贈された。

千秋公園のさくらと「千秋公園さくら再生基本計画」(平成23年3月秋田市)について

)背景

千秋公園のさくらは、明治25年(1892年)の寄付によって植えられた1,170本に由来し、秋田市を代表するさくらの名所として多くの観光客が訪れるほか、古くから市民に愛されている。

しかし、千秋公園のさくらを巡る環境は、老木化、根元の踏圧など必ずしも良好な状態とは言えず、樹勢の衰退が進んできている。また、平成12年度から、市民参加によるワークショップを開催しながら、土壌改良などの樹勢回復作業を計画的に進めてきているものの、平成20年度の植生調査では約半数が衰退状態、もしくは、枯れている状態となっていることが判明した。

このような状況の中、千秋公園のさくらに役立てて欲しいという善意から始まった「千秋公園さくらファンド」への協力などから、市民のさくらの保全・育成に対する気運が高まってきている。この気運をさらに高めるためにもファンドの有効活用や市民参加によるさくらの保全・育成方法の検討が不可欠となっており、千秋公園さくら再生基本計画が定められた。

)目的

千秋公園さくら再生基本計画は、歴史ある千秋公園のさくら景観を、秋田市を代表するさくらの名所として次世代に伝えるため、さくらの生育環境の改善による樹勢回復を図るとともに、回復が見込めないさくらの更新についても計画に定め、さくら再生の基本方針とすることを目的とする。

また、公園内には、さくらのほかツツジ・ケヤキ・マツ類など、歴史的・景観的に重要な樹木も多く、さくら以外の植生基盤改善とすることは困難であることから、さくら再生とあわせて、その他の樹木の管理についても検討を加える。

樹木台帳の整備について【意見 19】

千秋公園では、平成 20 年度にさくらの植生調査が行われた。千秋公園のさくらに関するさくら台帳は、その後の樹勢調査のたびに整備・更新されている。しかし、さくら以外の樹木についての台帳は作成されていない。

さくら以外の既存樹木についても、公園樹木の適切な維持管理を目的として、樹木台帳を整備し、樹木の点検・診断に役立てるべきである。

千秋公園のさくらファンドの寄付について【意見 20】

千秋公園を、秋田市を代表するさくらの名所として次世代に引き継ぐという「千秋公園さくら再生基本計画」の基本理念に賛同する個人又は団体から寄せられる寄付金を「千秋公園さくらファンド」として定め、千秋公園さくら再生基本計画で実施する事業の財源の一部として活用している。

寄付金の実績は以下のとおりである。

(単位：件数は件、寄付金額は円)

区分	個人		法人等		町内会		募金箱		さくらオーナー		合計	
	件数	寄付金額	件数	寄付金額	件数	寄付金額	件数	寄付金額	件数	寄付金額	件数	寄付金額
H20	2	20,000	3	1,400,000							5	1,420,000
H21	26	2,007,020	8	1,524,819	1	50,000					35	3,581,839
H22	24	108,000	8	1,254,163	1	30,000					33	1,392,163
H23	21	93,000	3	86,000	1	30,000					25	209,000
H24	18	47,000	5	453,133	1	30,000	1	5,278			25	535,411
H25	10	11,000	3	35,000	1	30,000	5	15,420			19	91,420
H26			5	103,322			5	32,588			10	135,910
H27	3	7,000	3	134,933	2	6,000	6	48,560			14	196,493
H28	9	51,000	6	818,278	1	3,000	19	36,536			35	908,814
H29	4	253,000	4	390,000	1	3,000	22	99,067			31	745,067
H30	6	1,118,152	7	1,103,500	2	8,000	22	100,104	10	1,000,000	47	3,329,756
合計	123	3,715,172	55	7,303,148	11	190,000	80	337,553	10	1,000,000	279	12,545,873

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

ファンドの寄付者の住所等をみると、秋田市で居住又は活動する個人・法人等に限定されている。また、寄付の方法は、郵送された納入通知書により金融機関で納入する方法はあるが、クレジットカードによる寄付はできないなど、寄付者にとっての利便性に欠ける部分がある。

秋田市以外に居住する個人がクレジットカードなど便利な決済手段を利用することが可能となる手段として、ふるさと納税制度の対象となるガバメントクラウドファンディングを活用することが考えられる。

ただし、システム掲載料、クレジット利用料のコストがかかること、秋田市内の居住者には返礼品がなく、取り扱いに差異が生じることにはなるので、メリット・デメリットの総合判断は必要となる。

8. 道路建設課

8-1 道路建設課の概要

(1) 所管事務の概要

道路建設課は以下の業務を担っている。
 道路及び橋梁の新設及び改良に関すること。
 都市計画街路事業に関すること。
 河川及び水路に関すること。
 河川における漂流物の処理に関すること。
 法定外公共物(市街化区域等の水路及びため池等であるものに限る。)の機能管理に関すること。

(2) 監査対象とした事業の概要

道路建設課が行う監査対象とした平成 30 年度の事業は以下のとおりである。

【図表 60】 監査対象事業一覧(道路建設課)

No	事業名又は監査対象項目	内容
1	人にやさしい歩道づくり事業	学校、病院、駅、福祉施設など公共施設周辺の市道について、児童、高齢者などをはじめすべての人がより安全に通行できるように、既設歩道の改善を行う。 ・鉄砲町菅野線 L=237m
2	河川改修事業	準用河川及び普通河川について、河川区域内の整備を行い、河川環境の向上を図る。 ・普通河川古川 河道掘削 L=209m、建物調査業務委託
3	河川環境整備事業	大雨時の水害防止対策として、準用河川及び普通河川の適正な河川能力を確保するため、河道の掘削や護岸補修を行う。 ・普通河川古川ほか 4 河川

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

(3)職員の状況

職員の状況は以下のとおりである。

【図表 61】職員の構成(道路建設課)(単位：人)

区分	正規職員			非正規職員 (臨時職員)
	課長級	副参事	その他	
道路建設課	2	2	18	1

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成(平成 30 年 4 月 1 日現在)

8-2 監査の結果

(1) 人にやさしい歩道づくり事業について

事業の目的

高齢者、障害者を含むすべての人が円滑に社会参加し、生き生きとした生活を送るために、歩行者空間の整備に努め、移動空間の向上を図る。

事業の内容

学校、病院、駅、福祉施設など公共施設周辺の市道について、児童、高齢者などをはじめすべての人がより安全に通行できるように、既設歩道の改善を行う。

事業費の予算と決算額

【図表 62】過去 3 年の事業費の内訳

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
最終予算	204,308	139,832	67,796
決算	129,251	126,959	67,795
一般財源	8,353	4,465	6,137

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

平成 30 年度決算額の主な内訳

【図表 63】平成 30 年度の決算額の内訳

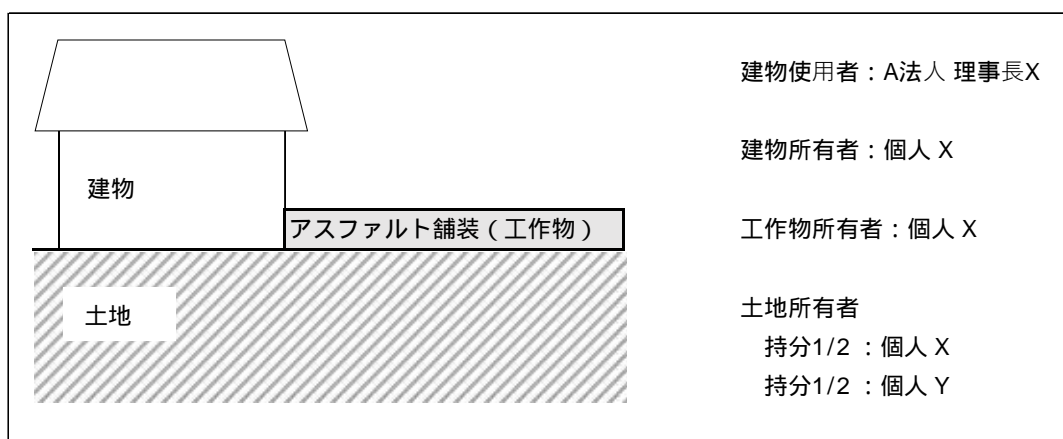
(単位:千円)

節	平成 30 年度決算額	主な内容
工事請負費	66,369	バリアフリーに対応した歩道構造にするため、歩道改良工事 236.8m を実施した。 ・市道鉄砲町菅野線歩道改良工事
補償、補填 及び賠償金	1,426	市道鉄砲町菅野線歩道改良工事に隣接する土地に関する工作物損失補償として、駐車場等の舗装擦り付け 3 か所を補償した。
合計	67,795	

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

工作物の損失補償契約における契約の相手方について【指摘 1】

工作物(所有者：個人 X)の損失補償契約に関連する不動産等の所有関係について、不動産登記簿などによる所管課の確認結果をまとめると下記のとおりである。



工作物損失補償契約(518,400 円)の概要は、以下のとおりである。

費用負担に関する契約書(平成 31 年 3 月 6 日)

所有者 X を甲とし、秋田市を乙として、費用負担に関する契約を締結する。

(記名押印)

甲 A 法人 理事長 X

乙 秋田市

損失補償契約の相手方(甲)として記名押印を求めべきは、工作物の所有者である個人 X である。しかし、費用負担に関する契約書の記名・押印欄は、工作物に関する土地・建物・工作物を使用している A 法人の記名(ゴム印)となっており、誤りである。(押印に使用した印鑑は、A 法人の理事長印ではなく、工作物の所有者である個人 X の私印)

契約の相手方の記名が誤っていることから、契約書を修正するか、締結しなおすべきである。

契約締結時では、工作物の所有者は個人 X であると認識されているにもかかわらず、支出負担行為書(平成 31 年 3 月 6 日起票)の支払先、支出命令書(平成 31 年 3 月

20 日起票)の請求者が法人名(A 法人 理事長 X)となっていることから、これも誤りである。なお、実際の補償金の支払先は、委任払により、歩道改良工事の受注者でもある K 株式会社に支払っており、結果として支払先に問題はない。

2】
工作物損失補償契約における工作物の所有者を確認すべき相手方について【指摘

工作物(所有者：個人 X)の損失補償契約の締結に先立って、確認書により附属工作物の所有者を確認している。しかし、土地所有者(共有者)のひとりとして記名するのは個人 X であり、当該確認書の記名欄に A 法人の記名(ゴム印)があるのは誤りである。(押印に使用した印鑑は、A 法人の理事長印ではなく、工作物の所有者である個人 X の私印)

土地の附属工作物の確認書(平成 31 年 3 月 4 日)

所有土地の附属工作物について、個人 X が所有者であることに相違ありません。

(記名押印)

土地所有者(共有者) A 法人 理事長 X

土地所有者(共有者) Y

工作物損失補償契約における工作物の所有者の確認方法について【意見 21】

工作物(所有者：個人 X)の損失補償契約について、土地の所有者を把握した上で、土地の所有者に対して附属工作物の確認をしていたが、包括外部監査の監査前に建物所有者の確認はしていなかった。

土地・建物の不動産については不動産登記によって所有者を把握することが可能となるが、アスファルト舗装のような土地の附属工作物は、土地の所有者が施工している場合もあるし、土地の利用者である建物所有者が施工している場合もある。また、土地に関する賃貸借契約を締結した者が土地所有者の了解のもとにアスファルト舗装を行うこともある。従って、工作物は、土地の上に存する建物の所有者や使用状況も把握した上で、確認することが必要である。

工作物の所有者に疑義が生じないよう慎重に検討するためには、土地の上に建設されている建物所有者も補足的に確認し、全体の状況を把握した上で、附属工作物の所有者を確認することが望ましいと考える。

9.人口減少・移住定住対策課

9-1 人口減少・移住定住対策課の概要

(1)所管事務の概要

人口減少・移住定住対策課は以下の業務を担っている。
 人口減少対策の推進に係る総合調整に関すること。
 きずなでホットしていききた寄附金に関すること。
 市への移住及び定住の促進に関すること。
 シティプロモーションの推進に関すること。
 移住相談センターに関すること。(市への移住の相談に関すること。)
 課の予算経理に関すること。

(2)監査対象とした事業の概要

人口減少・移住定住対策課が行う監査対象とした平成 30 年度の事業は以下のとおりである。

【図表 64】監査対象事業一覧(人口減少・移住定住対策課)

No	事業名	内容
1	移住促進事業	移住希望者及び新卒者等への情報発信、支援制度の充実、移住相談ツアーの実施ならびに首都圏等における移住相談体制の強化を通じて、本市への移住を促進する。

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

(3)職員の状況

職員の状況は以下のとおりである。

【図表 65】職員の構成(企画調整課)(単位：人)

区分	正規職員				非正規職員
	課長	課長補佐	副参事	その他	嘱託職員等
企画調整課	2	1	0	4	0
移住相談センター	1	0	0	1	2
合計	3	1	0	5	2

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成(平成 30 年 4 月 1 日現在)

(注)「人口減少・移住定住対策課」は今年度(平成 31 年 4 月 1 日)から設置されているため、「企画調整課」及び「移住相談センター」で移住促進事業に関係した職員の状況を記載する。

9-2 監査の結果

(1) 移住促進事業について

事業の目的

本市への移住・定住を促進するため、移住希望者、新卒者及び潜在的な移住者に対し、情報発信支援制度、移住体験、無料職業紹介の充実によるワンストップ体制の促進など、きめ細かな対応を行い、移住・定住につなげる。

事業の内容

- ・「秋田市暮らし」魅力発信事業
首都圏及び仙台での移住相談フェアならびに金融機関等との連携事業などを行い、本市での暮らしを広く情報発信する。
- ・秋田市プチ移住体験事業
本市での生活をイメージできるように「就労、子育て、生活全般」を体験できる「移住相談ツアー」を実施する。
- ・子育て世帯移住促進事業
子育て世代をターゲットに、住居に関する支援を行う。
- ・求人情報収集強化事業
移住相談の総合窓口として、本市での求人情報を提供するなど、相談から就職までのワンストップサービスを実現する。
- ・首都圏移住促進事業
首都圏等における移住相談体制を強化し、きめ細かな移住相談対応などを行う。

事業費の予算と決算額

【図表 66】過去 3 年の事業費の内訳

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
最終予算	1,948	28,085	69,354
決算	1,666	24,775	50,405
一般財源	1,666	24,775	50,405

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

平成 30 年度決算額の主な内訳

【図表 67】平成 30 年度の決算額の内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度決算額	主な内容
嘱託職員報酬	3,526	嘱託職員報酬
社会保険料	489	嘱託職員社会保険料
報奨償金	355	金融機関連携セミナー講師謝礼
費用弁償	257	移住フェア等の出張旅費等
特別旅費	1,895	移住フェア等の出張旅費等
消耗品費	208	書籍購入費等
燃料費	3	ガソリン代
食糧費	18	金融機関連携セミナー開催時お茶等
印刷製本費	170	移住促進 PR チラシ
光熱水費	3	移住相談八重洲センター光熱水費(3 月分)
その他	108	移住促進 PR グッズ
通信運搬費	362	宅急便運賃、切手代、公共料金等
広告料	1,879	子育て情報誌への広告掲載料等
手数料	281	移住相談八重洲センターの借り上げに係る仲介手数料等
保険料	9	移住相談ツアー参加者に対する傷害保険料
業務委託料	579	移住促進 PR ポスター制作業務等
建物借上料	1,413	移住相談八重洲センターの契約金等
有料道路通行料	22	高速道路通行料
自動車借上料	53	移住相談ツアー実施時のタクシー借り上げ料
その他	749	移住フェアの会場費借り上げ料等
機械器具費	153	プロジェクター購入費

節	平成 30 年度決算額	主な内容
負担金	838	移住促進 PR 動画制作負担金等
補助金	37,022	子育て世帯移住促進事業補助金等
諸会議等出席負担金	13	職業紹介責任者講習会受講料
合計	50,405	

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

秋田市子育て世帯移住促進事業補助金交付要綱について【指摘 3】

秋田市子育て世帯移住促進事業は、平成 29 年 8 月 1 日より事業開始しており、「秋田市子育て世帯移住促進事業補助金要綱」第 3 条第 1 項において、補助事業の対象となる者(以下「移住補助対象者」という。)は、秋田県外の市区町村から本市へ転入し、市内で住宅を新築、購入又は賃借する者(本市への転入前 1 年以上継続して秋田県外の市区町村に居住していた者に限る。)と定められている。この場合、秋田県外の市区町村から本市へ転入し、実家等へ居住するものは、移住補助対象者には含まれないこととなる。

しかし、実家に帰る場合等の転居費についても補助対象として欲しいとの要望が多数あったことから、転居費のみでも申請できるよう、平成 30 年度の政策経費(成長戦略事業以外)歳出予算事項別見積書を作成する際に、移住補助対象者を「秋田県外からの転入者(転入前 1 年以上継続して秋田県外に居住していたものに限る。)」と変更し、平成 29 年 11 月 7 日に平成 30 年度当初予算案を起案し、平成 29 年 11 月 8 日に決裁されている。

その後、平成 30 年 3 月の平成 30 年度予算が成立した際に、要綱においても、移住補助対象者を「秋田県外からの転入者(転入前 1 年以上継続して秋田県外に居住していたものに限る。)」と改正すべきであったが、改正がなされないまま、平成 30 年 4 月 1 日より、実家等に居住する場合などの転居費のみの申請についても補助金を交付しており、交付要綱を逸脱している。平成 30 年度において、交付要綱を逸脱して交付された補助金は 15 件あり、合計金額は 3,122,910 円である。

これは、要綱改正についての内部統制が適切に整備されていなかったために、要綱の改正が失念されてしまったと言える。そのため、要綱の改正が必要となる場合には、予算案策定の段階で要綱の改正案についても添付する等、要綱の改正が失念されない業務の流れを整備する必要があると考えられる。

秋田市子育て世帯移住促進事業において転居費用のみ補助する必要性について

【意見 22】

「秋田市子育て世帯移住促進事業補助金要綱」において、補助金の額は以下の通り定められている。

種別	補助金の額	加算額
住宅の新築工事費及び購入費	100万円に右欄に掲げる要件に応じた額を加算した額。ただし、住宅の新築工事費又は購入費として支払った額を限度とする。	1、子育て加算 18歳未満の子一人につき10万円(母子家庭または父子家庭の場合にあっては、15万円) 2、市内事業者加算 市内に事業所等を有する事業者と契約して新築等を行う場合は、50万円
住宅の賃貸借契約費	20万円に右欄に掲げる要件に応じた額を加算した額。ただし初期費用として支払った額の合計を限度とする。	1、子育て加算 18歳未満の子一人につき10万円(母子家庭または父子家庭の場合にあっては、15万円)
転居費	20万円に右欄に掲げる要件に応じた額を加算した額。ただし、家財道具等の運搬を請け負う業者に引越し費用として支払った額を限度とする。	1、子育て加算 移住補助対象者と同時に転入する18歳未満の子一人につき10万円(母子家庭または父子家庭の場合にあっては、15万円)

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

「秋田市子育て世帯移住促進事業補助金交付要綱について」に記載のとおり、平成30年4月1日より転居費のみの申請についても補助金を交付しており、転居費のみの申請者は、全額または大半の転居費について補助金の交付を受けている。

事業開始当初の移住補助対象者である、「秋田県外の市区町村から本市へ転入し、市内で住宅を新築、購入又は賃貸する者」と比較すると、実家へ帰る者の負担は少ないと考えられ、移住の際に必要な転居費の全額またはその大半を補助する必要性はないのではないかと考えられる。

秋田市では、要望が多数あったことに加え、将来的に実家に帰ることが決まっている方に対しても、早期移住の後押しとなるよう補助する必要があると考え、

転居費のみの申請についても補助対象としているが、そういった目的を達成する趣旨であれば、事業開始当初の補助対象者と同額の補助金の額でなくても、転居費のみの申請の場合は転居費の半額を補助する等でも十分でないかと考えられる。

移住補助対象者を秋田県外からの移住者とするものの懸念について【意見 23】

秋田市子育て世帯移住促進事業では秋田県外からの移住者のみを移住補助対象者としている。これは、秋田市では移住者を「本市に移住した NPO 法人秋田移住定住総合支援センターへの移住希望登録者」としており、NPO 法人秋田移住定住総合支援センターには秋田県外の移住希望者しか登録ができないためである。秋田県においても同一の定義付けであり、秋田市の移住者が増加することは、秋田県への移住者が増加することとなる。

しかし、秋田県内の秋田市以外の者が、移住を考えた際に当該補助事業の対象外であることから、他県への移住を検討する可能性があり、移住補助対象者を秋田県外とすることで、秋田県からの転出者が増加するとも考えられる。

そのため、秋田県への「定住」という観点から、秋田県内の秋田市外の者の秋田市への移住についても、補助等の検討が必要ではないかと考える。

10. 中央市民サービスセンター

10-1 中央市民サービスセンターの概要

(1) 所管事務の概要

中央市民サービスセンターは以下の業務を担っている。

(各市民サービスセンター共通所管事務を除く。)

檜山地区コミュニティセンター、茨島地区コミュニティセンター、泉地区コミュニティセンター、八橋地区コミュニティセンター、旭北地区コミュニティセンター、保戸野地区コミュニティセンター、川尻地区コミュニティセンター及び旭南地区コミュニティセンターに関すること。

市民協働の推進に関すること。

市民活動の育成及び支援に関すること。

市民活動等に係る情報提供に関すること。

市民活動センターに関すること(他の所管に属するものを除く。)

市民憲章に関すること(他の所管に属するものを除く。)

都市内地域分権の推進に関すること。

市民サービスセンターと他の部局との調整に関すること。

(2) 監査対象とした事業の概要

中央市民サービスセンターが行う監査対象とした平成 30 年度の事業は以下のとおりである。なお、地域まちづくり推進事業としては、中央市民サービスセンターとともに、南部市民サービスセンター及び東部市民サービスセンターにおいても同様の事業が実施されている。

【図表 68】 監査対象事業一覧(中央市民サービスセンター)

No.	事業名	内容
1	地域まちづくり推進事業	市民サービスセンターを拠点に、地域の課題や特性について各地域づくり組織とセンターが中心となって地域住民と一緒に考え、住民主体で特色ある地域まちづくりを実践する。

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

(3)職員の状況

職員の状況は以下のとおりである。

【図表 69】職員の構成(中央市民サービスセンター)(単位：人)

区分	正規職員				非正規職員
	所長 (部長級)	副所長 (課長級)	副参事	その他	再任用等
中央市民サービスセンター	1	1	-	-	-
総務担当	-	-	1	(注 1)3	4
協働・分権担当	-	-	-	4	2
地域支援担当	-	-	-	(注 2)3	(注 2)3
地域保全担当	-	-	1	(注 3)4	-
生涯学習担当	-	-	-	1	3
合計	1	1	2	15	12

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成(平成 30 年 4 月 1 日現在)。

(注 1)総務担当のうち、協働・分権担当との兼務 1 人

(注 2)地域支援担当のうち、協働・分権担当との兼務 1 人、地域保全担当との兼務 1 人

(注 3)地域保全担当のうち、協働・分権担当との兼務 1 人、地域支援担当との兼務 1 人

10-2 監査の結果

(1)地域まちづくり推進事業について

事業の目的

市民サービスセンターを拠点に、市民と協働して各地域の特色あるまちづくりを実践するために、各市民サービスセンターと地域づくり組織を中心とした地域住民が白紙から一緒に考え、計画を立て、役割分担しながら事業を実施するものである。

事業の内容

市民協働・都市内地域分権の拠点とするべく市民サービスセンターを市内7地域に設置し、市民サービスセンターごとに地域づくり組織を設立している。平成30年度においては、中央、東部及び南部の3市民サービスセンターにおいて、各地域づくり協議会を支援するため、「まちづくりコーディネーター」の委嘱、「まちづくりアドバイザー」の派遣及び「地域まちづくり専門員」の任用を行っている。

ア．まちづくりコーディネーター

役割	(1)地域のまちづくりの指導及び助言 (2)各地域づくり組織及び各市民サービスセンターの指導、助言及び調整
委嘱期間	2年以内(再任を妨げない)
謝金	30,000円/月

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

イ．まちづくりアドバイザー

派遣対象事業	(1)まちづくりに関する講演等 (2)まちづくり計画を作成するにあたり、必要とする各種専門分野への助言、審査会等での審査、講演等 (3)地域づくり組織及び市民サービスセンターへの専門的助言、講演等 (4)その他、中央市民サービスセンター所長が承認するもの
派遣回数	予算の範囲内で派遣することができる。 ただし、1地域あたり、概ね、年4回以内とする。

派遣経費	(1)報償費 原則1回あたり6,000円/時間(3時間以内、源泉徴収税額含) (2)旅費 予算の範囲内で支払うことができる。ただし、市外からアドバイザーを招聘する場合に限る。
------	--

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

ウ.まちづくり専門員

役割	(1)地域内のまちづくり計画等とりまとめ (2)地域へのまちづくり関係の情報提供 (3)地区や町内会のまちづくり関係の調整
任用期間	任用開始日(各組織で異なる)から翌年3月31日まで(再任を妨げない)
報酬	1,200円/時間(源泉徴収税額含)

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

事業費の予算と決算額

平成30年度からの新規事業であり、中央市民サービスセンター分については予算額1,503千円に対して執行額は877千円である。なお、中央、東部及び南部の各市民サービスセンターにおける地域まちづくり推進事業全体の予算額は4,222千円(執行額3,596千円)である。

【図表70】過去3年の事業費の内訳(中央市民サービスセンター分)

(単位:千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
最終予算	-	-	1,503
決算	-	-	877
一般財源	-	-	-

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

【図表71】過去3年の事業費の内訳(3センター合計)

(単位:千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
最終予算	-	-	4,222
決算	-	-	3,596
一般財源	-	-	-

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

平成 30 年度決算額の主な内訳

中央市民サービスセンター分の決算額の主な内訳は下表のとおりである。

【図表 72】平成 30 年度の決算額の内訳(中央市民サービスセンター分)

(単位:千円)

節	平成 30 年度決算額	主な内容
報償費	840	まちづくりコーディネーター謝金、 まちづくりアドバイザー報酬
旅費	4	まちづくりアドバイザー派遣旅費
需用費	32	コピー使用料等
合計	877	

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

事業の実績

ア．まちづくりコーディネーター

以下の 3 人がまちづくりコーディネーターとして委嘱を受けている。

氏名	経歴等	担当地域
熊谷嘉隆	公立大学法人国際教養大学副学長兼教授	中央
畠山順子	あきた中央市民活動支援センター長 NPO 法人あきたパートナーシップ副理事長	東部
谷口吉光	公立大学法人秋田県立大学地域連携・研究推進センター 教授	南部

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

イ．まちづくりアドバイザー

平成 30 年度における派遣実績は、以下の 2 件である。

氏名	助言内容	担当地域
荒樋 豊	地域のリーダーのあるべき姿、視野の持ち方等について	南部
佐藤克男	共助組織の取り組みについて	東部

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

ウ．まちづくり専門員

中央、東部及び南部の地域づくり協議会に各 1 名ずつが雇用されている。

まちづくりの実施単位の柔軟な設定について【意見 24】

中央、東部及び南部の各地域づくり協議会においては、まずは地域自身が課題をとりまとめ、今後、取り組むべき課題等を整理している。地域まちづくり推進事業は平成 30 年度に開始されたばかりであり、まず地域の課題等を把握し認識することは重要な作業であったと言える。

また、本事業においては、市内 7ヶ所に設置されている市民サービスセンターを単位として地域づくり組織を設立し、これが活動の主体となるものとしている。今後、市内を 7つのエリアに区切った単位での「まちづくり計画」の策定等が目指されるものと思われ、是非とも、各地域特性を生かした地域住民主体のまちづくりの基盤が作り上げられることを期待するものである。一方、地域特性を生かしたまちづくりの主体となるためには、地域特性が類似した地区を集約したエリアの単位で意思決定できることが重要であるとともに、地域課題ごとに、課題を共有する地区は異なることも想定される。

加えて、地域づくり協議会等の地域づくり組織以外の住民の新たな参加が課題の一つであり、今後、新たな個人の参加や地域で活動する NPO 等の各種団体の参加を積極的に促していくことが地域まちづくり推進事業の成否の鍵を握る重要な要素と言える。この場合、エリアが大きいことで個人の興味や問題意識との関係が希薄に感じられてしまうことや、エリアと整合しない単位で活動する各種団体の参画を阻害することがあることは望ましくない。

今後、地域課題の発見や解決手法の検討を進めていくにあたり、7つのエリアの単位にとらわれず、地域課題等によっては、例えば、各エリアを複数に細分化してまちづくりの主体を設定することや、エリアをまたいだ隣接地区で主体を設定すること等も含めて、まちづくりの実施単位を柔軟に設定することも視野に入れて進めることが望ましいものとする。

【図表 73】平成 30 年度における各地域づくり協議会の活動実績

区分	開催回数(注)	検討内容等
中央	9 回	理想とする中央地域の絵を描くということで話し合った結果をマップにまとめ 7つのテーマに集約した。テーマ実現にかかる課題や問題点を抽出し、解決処理方法を検討した。
東部	10 回 (うちワークショップ 7 回)	まちづくりに必要なモノ、コト等を考えながら地域の課題を認識した。また、歴史文化の継承と地域を知ることを目的とした短期計画・中期計画の二本立てで進めることにした。

区分	開催回数(注)	検討内容等
南部	8回	平成30年度中にまちづくり計画の素案を作成したいとの思惑があったが、まちづくり検討委員会は事業主体になり得ないことから、提言書を取りまとめることにして、各地区からの主体的な取組を促すことにした。

(出所)秋田市提出資料により監査人が作成

(注)地域づくり協議会内に設置されたまちづくり部会(もしくは委員会)の開催回数。

秋田市のまちづくりに対する考え方等の周知について【意見 25】

秋田市においては、平成23年3月に現行の「第6次秋田市総合都市計画」が策定され、第5次秋田市総合都市計画にて掲げられたコンパクトシティ構想を継承し、目指すべき将来都市構造を、面的な土地利用を誘導する「ゾーン」、都市機能が集約した「都心・中心市街地」と6つの地域中心、骨格的な構造を形成する「道路網」で構成される多核集約型の都市構造を目指すものとされている。また、これを実現するための実施計画として、平成30年3月に「秋田市立地適正化計画」が策定され、地域中心とその周辺、公共交通沿線等に居住を誘導して人口密度を維持する「居住誘導区域」、医療・福祉・商業・子育て支援等の生活サービスを提供する施設の集積を誘導する「都市機能誘導区域」を市内に設定している。これらは、秋田市の人口減少や高齢化の将来見通し等を踏まえて設定した、秋田市のまちづくりに対する基本的な考え方を示すものである。

一方、本事業で想定する各地域でのまちづくりは、地域住民が主体となり、自ら認識した地域課題を解消していくことを目指すものであるが、将来に発生する可能性のある地域課題や、現状の地域課題がどのように質的・量的な変化を見せていく可能性があるかを考える上では、人口数や人口構成、地区ごとの人口密度の想定といった都市の将来像を踏まえる必要がある。現状、各地域づくり協議会のまちづくり部会等に対して、「秋田市立地適正化計画」等を対象とした研修会等は行っていないとのことであるが、まちづくりを考えていく上での基礎情報と言える。また、各地域でのまちづくりを主体的に考えていく中で、都市計画等の情報を提供することは、秋田市の都市計画等に対する関心や理解の程度を相当程度高める絶好の機会である。

今般、令和2年度末には次期の「第7次秋田市総合都市計画」の決定・公表が目途とされているタイミングでもあり、今後、各地域づくり協議会のまちづくり部会等に対して「秋田市立地適正化計画」等を対象とした研修会等を実施し、秋田市のまちづくりの考え方等の理解を深める機会を提供することが望ましいものとする。

以上